

議 事 日 程

令和7年第4回浜中町議会定例会

令和7年12月10日午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	認定第 1号	令和6年度浜中町一般会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員会報告)
日程第 7	認定第 2号	令和6年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 認定について (決算審査特別委員会報告)
日程第 8	認定第 3号	令和6年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について (決算審査特別委員会報告)
日程第 9	認定第 4号	令和6年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 について (決算審査特別委員会報告)
日程第 10	認定第 5号	令和6年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定につ いて (決算審査特別委員会報告)
日程第 11	認定第 6号	令和6年度浜中町水道事業会計決算の認定について (決 算審査特別委員会報告)
日程第 12	認定第 7号	令和6年度浜中町下水道事業会計決算の認定について (決算審査特別委員会報告)
日程第 13	報告第 9号	専決処分の報告について

日程第 1 4		一般質問
日程第 1 5	議案第 8 0 号	浜中町津波避難タワー設置条例の制定について
日程第 1 6	議案第 8 1 号	浜中町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 8 2 号	浜中町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 8	議案第 8 3 号	浜中町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 9	議案第 8 4 号	公の集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 0	議案第 8 5 号	公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について
日程第 2 1	議案第 8 6 号	公用車事故被害者損害賠償について
日程第 2 2	議案第 8 7 号	令和 7 年度浜中町一般会計補正予算（第 7 号）

(開会 午前10時00分)

開 会 宣 告

○議長（落合俊雄君） ただいまから令和7年第4回浜中町議会定例会を開会します。

開 議 宣 告

○議長（落合俊雄君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（落合俊雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番谷村敦議員及び9番成田良雄議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会報告

○議長（落合俊雄君） 日程第2、議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

1番三上浅雄議員。

○1番（三上浅雄君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会委員長報告を行います。

令和7年第4回定例会の開催に向け、過日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

委員会は、12月3日に開催いたしました。

お手元に配付の本委員会報告書に記載した内容のうち、主な事項について報告をいたします。

本定例会に上程された議案等ではありますが、委員会報告書に記載のとおりであります。また、議事日程についても各議席に配付のとおりであります。

一般質問ではありますが、議長に対し、3人の議員から5件の通告がありました。

発言の順序については通告順によるものとし、時間制限60分以内の一問一答方式で行います。

次に、議案等の取扱いについては、人事案件は1件であります。

議案第91号は、提案理由説明の後、質疑、討論を省略し、直ちに無記名投票による採決をいたします。

認定第1号から第7号までについては、令和6年度一般会計のほか、特別会計、企業会計、各決算の認定事案であります。

本件につきましては、第3回定例会に提案され、8人の委員による決算審査特別委員会を設置し、当委員会に審査付託されておりましたが、今般、議長に対し、審査報告書が提出されたところであります。いずれも関連があることから一括議題といたしますが、審議については、委員長報告の後、採決いたします。

その他、議案等に関しては所定の方法によりそれぞれ審議を行います。

以上、議事運営に関する主な事項について、その概略を申し上げましたが、通告のありました一般質問並びに上程されました議案等の件数及びその内容を勘案し、慎重に協議を重ねた結果、本定例会の会期については本日から11日までの2日間と決定いたしました。

つきましては、本定例会議事運営について、議員各位の特段なるご協力を賜りますよう、ここをお願いを申し上げまして、議会運営委員会報告といたします。（降壇）

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告に対する質疑を省略することに決定いたしました。

これで報告を終わります。

日程第3 会期の決定

○議長（落合俊雄君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から11日までの2日間としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から11日までの2日間と決定いたしました。

日程第4 諸般報告

○議長（落合俊雄君） 日程第4、諸般報告をします。

まず、本定例会に付された案件はお手元に配付のとおりであります。
次に、今議会までの議会関係・諸会議等については記載のとおりです。
これで諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（落合俊雄君） 日程第5、行政報告を行います。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 皆様、おはようございます。

本日、第4回浜中町議会定例会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さきの議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

まず初めに、口頭で一昨日に発生いたしました地震につきましてご報告申し上げます。

12月8日午後11時15分、青森県東方沖を震源とするマグニチュード7.5の地震が発生し、青森県では最大震度6強を観測、浜中町では震度3を観測しています。

午後11時23分には、青森県太平洋沿岸、北海道太平洋沿岸中部に津波警報が発令され、浜中町を含む北海道太平洋沿岸東部には津波注意報が発令されました。

本町では、津波注意報発令後、自主避難をされてきた住民に対し、役場本庁舎を含め、5か所の避難所を開設し、全体で120名ほどの方が自主避難してきたと報告を受けております。

また、午後11時24分には町内の水門及び陸閘の閉鎖を開始し、11時45分には全ての水門及び陸閘の閉鎖を完了しております。

12月9日午前1時14分には本庁で10センチの津波が観測されましたが、午前2時56分には青森県や北海道太平洋沿岸中部で発令されていた津波警報が津波注意報に切り替わり、午前6時20分に全ての津波注意報が解除されました。

避難されていた方々については午前3時20分で全員が帰宅され、避難所については同時刻で閉鎖をしております。

水門及び陸閘については、津波注意報解除に伴い、開放しました。

また、この災害による被害報告でございますが、現在までのところ、被害報告はございません。

今回の災害においては、運用開始以来、初となる北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されました。これに伴い、地震発生から1週間程度は日頃からの地震への備えを再確認していただき、地震が来たらすぐに避難できるよう、防寒対策なども含め、しっかりと準備していただくよう、住民周知をしております。

9月27日、28日の2日間、ルパン三世フェスティバル in 浜中町がルパンプロジェクトの主催により総合文化センターで開催されました。

会場には、2Dアニメとしては30年ぶりとなった新作劇場版映画「LUPIN THE

E I I I R D THE MOVIE 不死身の血族」や配信アニメ「LUPIN THE I I I R D 銭形と2人のルパン」のビジュアル展が開催されたほか、謎解きゲームやコスプレツアー、特別協賛をいただいた株式会社平和によるルパン三世の歴代パチンコ機の展示など、来場された多くのルパンファンの皆様楽しんでいただきました。

特に、今年、ルパン役の栗田貫一さん、次元役の大塚明夫さん、銭形警部役の山寺宏一さんら3名の声優によるスペシャルトークが開催され、会場は大いに盛り上がりを見せました。

当イベントには全国各地から2日間で延べ2000人の来場をいただいたところでございます。

10月3日に第46回ふるさと浜中会が札幌市で、11月15日には第18回首都圏ふるさと浜中会が東京都内にて開催されました。

遠方にて活躍されている本町出身の皆様との情報共有と意見交換の機会は、町の現状認識を広げ、行政施策への貴重なご示唆をいただくことができ、大変有意義なものでありました。今後とも、ふるさと浜中会の皆様と本町の魅力発信や関係人口の創出などについて意見交換しながら交流を深めてまいります。

10月12日、第60回きりたんぶ岬まつりが浜中町観光協会の主催により総合文化センターで開催されました。

当日は天候にも恵まれ、きりたんぶのじゃんけん大会やパフォーマーのKUROさんによるジャグリングに子どもたちも楽しんでいただいたほか、サンマのすくい取りや浜値特売、ハナサキガニの鉄砲汁の提供など、秋の味覚イベントに長蛇の列ができるほど盛況ぶりとなり、若手演歌歌手の戸子台ふみやさんの歌謡ショー、今年度にきりたんのテーマソングを作成していただきましたアコースティックデュオのHEAT VOICEさんのスペシャルライブでも会場を盛り上げていただきました。

また、霧多布岬では、釧路海上保安部の協力の下、灯台の一般開放も行われ、絶景とラッコの観察を楽しんでいただきました。

当日は、地元をはじめ、道内外から延べ1500人のご来場をいただき、各産業団体や多くの事業者、町民の皆様のご支援、ご協力の下、盛会に終了することができました。

10月26日、2025道東自動車道シンポジウムin浜中が総合文化センターで開催されました。

地元選出国會議員をはじめ、釧路・根室管内の市町村長、北海道開発建設部長、釧路総合振興局長などが出席したほか、浜中町民はもとより、釧路・根室管内の各地より800名以上の地域住民の参加をいただきました。

シンポジウムでは、基調講演のほか、道東自動車道を軸とした地域活性化についてのパネルディスカッションも行われ、道東自動車道が秘める可能性の大きさや重要性を確認したところであります。

今後におきましても、北海道横断自動車道釧路・根室間建設促進期成会による要望をは

じめとした根室までの自動車道建設に向けた各種要望活動には積極的に参加してまいります。

1 1月4日及び7日、町長とパパ・ママ子育て座談会を茶内コミュニティセンターと総合文化センターで開催いたしました。子育てを通じて日頃感じていることや思いを町長と直接話す機会を設けたもので、昨年度に続き、2回目の開催となります。

子育てを取り巻く環境は、少子化など、社会構造の変化により支援のニーズも変わってきております。浜中町では、子どもから大人まで安心して暮らせる未来のまちづくりを目指し、妊娠期から子育て期にわたる事業の施策を展開しているところであり、このたびの座談会は子育て世代との貴重な意見交換の機会でありました。

1 2月6日、浜中町老人クラブ連合会による第1回モルック交流会が総合文化センターで開催されました。

初開催となるこの競技は、シンプルなルールで激しい動作もないことから、子どもから高齢者まで気軽に楽しめるスポーツとして、昨年には函館市で世界大会が開催されるなど、注目を浴びている競技であります。交流会当日は総勢88名が参加され、競技を通じて楽しく交流を深められておりました。

次に、口頭で農・漁業の最近における生産状況等について申し上げます。

最初に、農業の生産状況であります。

今年の牧草の収穫状況は、一番草は、おおむね順調に進み、収量と品質ともに良好な傾向にありました。二番草は、7月、8月に干ばつ傾向であったため、牧草の夏枯れが多数発生したことから、二番草の収量は平均より少ない傾向にありましたが、全体的に見て年間に必要な粗飼料はおおむね確保された模様であります。

生乳生産の状況においては、4月以降、各月ともに前年実績を上回る生産が続いており、11月末の累計生産量では前年同期との比較で105.5%であり、昨年度を上回る状況で推移しております。

釧路管内においても順調に推移しており、今後の生産に期待をしております。

次に、漁業の生産状況であります。

成昆布漁は、浜中漁協では10月10日、散布漁協では10月9日に終了となり、浜中漁協26日間、散布漁協28日間の出漁で、前年度対比では、浜中漁協で3日間、散布漁協では7日間多い出漁日数となりました。

本年においては、昆布の生育状況が昨年よりもよく、さらには、価格につきましても等級価格の平均額が上がったことから、11月末現在の水揚げ量は16.5%増の588トン、水揚げ金額では16.8%増の11億3140万円となっており、令和7年度における全体の生産予想でも大きく昨年度実績を上回る予想となっております。

次に、タコ漁ではありますが、浜中漁協8隻、散布漁協4隻が操業しており、11月末現在の水揚げ量は対前年比48.4%増の107トン、漁獲高は78.6%増の1億456万円と前年を大きく上回る操業となっております。

次に、ウニ漁でございますが、11月末現在、養殖ウニの水揚げ量は、昨年度、9月の豪雨により緊急出荷があったことから、対前年比22.4%減の42.5トンとなりましたが、漁獲高は水揚げ当初から高値で推移していることから、5.3%増の5億1850万円となっております。

また、ウニ潜水漁では、水揚げ量は対前年比58.3%増の38.3トン、漁獲高は93.1%増の2億3707万円となっております、養殖、潜水ともにウニの生育状況が順調であり、さらには、価格においても高値を推移していることから、今後の出荷に期待を寄せているところであります。

次に、イワシ漁であります。本年においては、海水温の影響により道東沖に漁場が形成されなかったことから、地元漁船の水揚げ量は対前年比39.3%減の273.3トン、漁獲高は41.4%減の4060万円と前年を下回る結果となりましたが、近年、ほとんど水揚げされなかったサンマが多く水揚げされたことから、来年以降の水揚げに期待をするものでございます。

次に、サケ定置網漁でございます。

例年同様、浜中漁協6系統、散布漁協4系統で操業し、11月19日に終了しております。

今年度は全道的に水揚げが著しく減少しており、本町においても、両漁協を合わせた水揚げ量は対前年比83.3%減の44.4トン、漁獲高は82.3%減の4373万円となっております、非常に厳しい状況となったことから、来年の生産回復を心から願うところでございます。

このほか、例年同様に、タラ、カレイなどの刺し網漁が行われております。また、散布漁協のアサリ漁も12月1日から解禁しており、今後とも安定した水揚げに期待をするところであります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（落合俊雄君） 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（佐藤健二君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

さきの定例会からの主なものについてご報告いたします。

9月6日には浜中町総合文化センターで浜中町に残る戦争遺跡見学会を開催いたしました。

九州大学の田尻義了教授から研究されている霧多布岬にある特攻艇を格納する洞窟について解説を受けた後、参加者ととともに徒歩で移動し、霧多布港から洞窟を見学しました。参加者は10名で、そのうち、町外から3名の参加がありました。

11日には散布小中学校で小中一貫教育学校開設委員会が開催されました。

本委員会では、会長にPTA顧問の泉谷大輔さん、副会長に同じくPTA顧問の阿部浩和さん、学校長の大山淳子さんを選出し、新しい学校づくりに向けては、各委員から保護

者や地域の願いが出され、今後の計画とともに協議をされております。

なお、現在までに3回の開設委員会が開催され、本委員会の会議資料及び議事録につきましては浜中町の教育委員会のホームページに掲載されておりますことをお知らせいたします。

29日には公立小・中学校教職員人事推進会議が厚岸町役場庁舎で開催されました。

本年度の人事推進会議で確認されたことについてですが、特に、浜中町に関わっては、一昨年に引き続き、釧路管内市町村での教員年齢構成のゆがみが著しく散見されることから積極的に年齢構成の是正をしていくと話され、本町においては、4年間での異動を3年間にすることも視野に入れて、都市部のミドルリーダーに位置づく教員の異動を積極的に受入れやすくする取組を推進することとしております。

10月4日に開催されました茶内中学校、浜中中学校の文化祭を皮切りに、11月初旬にかけて、町内の各小・中学校で学芸会、学習発表会や学校祭、文化祭が開催されました。どの学校におかれましても昨年よりも内容面が充実し、日頃の教育活動の成果を作品やステージ発表で披露してくれました。

その中でも、浜中小学校では開校100周年の記念行事にふさわしい内容でありました。特に、高学年の劇では、100年前に学校が誕生した当時の地域の方々の学校創立にかけるとの思いや願い、そして、児童の様子を演劇を通して発表し、観客の中には目に涙を浮かべる方も多くいらっしゃいました。

また、全校児童の発表では、全校合唱のほかに新たに校内にある四つの縦割り班でダンスを披露し、開校100周年を祝う行事にふさわしい盛り上がりを見せた学習発表会でありました。

10月28日から11月3日にかけて、令和7年度第62回浜中町総合文化祭が町総合文化センターで開催されました。

10月28日から11月3日までの作品展示見学には延べ206名の来場があり、会場の展示作品には、各学校から寄せられた絵画や習字、さらには、陶芸サークルと協力して創作した中学校3年生の陶芸作品、そして、各地域の文化サークルによる手芸など、11団体、373名が関わり、合わせて626点の作品が展示されました。

11月2日の芸能発表では11団体、68名による41の演目が披露され、当日は100名の来場がありました。

文化祭開催の7日間では延べ306名の来場がありましたことを報告いたします。

12日には霧多布高等学校の各種視察研修及び浜中学の報告会が本校体育館で開催されました。

前半には、夏季休業中に実施された各種視察研修が報告され、国内環境視察は沖縄県での自然学習について、国内産業視察は大阪万博の見学や産業学習について、海外交流視察はオーストラリアの語学学習について、それぞれ一人一人の生徒が報告し、その視察研修で得た学びや経験を基に浜中町の観光や産業の在り方について提案をいたしました。

また、後半の浜中学の報告では、今年度は「コンテンツからコンピテンシー」というテーマを掲げ、昨年度から大きな方向転換を行い、浜中の子どもたちの資質、能力を育成し、将来的にその資質、能力を生かし、浜中に貢献していくことを目指した活動について、8グループが中間の取組報告を発表してくれました。大変説得力のあふれる内容でありました。

13日には散布小中学校公開研究会が「子どもたちの生きる力の育成に向けた教師の主体的な学びの実現を目指して」を研究主題として開催されました。

本校では、各教員が自らの課題意識に基づいて研修テーマを設定し、授業づくりや校内研修を通して実践的に探究を重ねられ、こうした主体的な学びと共創的な学びの相乗効果が子どもたちの学びにも確かな変化をもたらしております。

当日の公開授業ではミドルリーダーの教師が自ら進んで授業を公開いたしました。小学校では学びの足跡から自信と理解を積み上げる姿、中学校では、課題意識を持ち、筋道を立てて考え、表現する姿を目指した授業が行われ、本校で進めている個別最適な研修の充実、教員の力量向上にとどまらず、学校全体に学び合う文化を根づかせる確かな成果を生んでおります。

16日には、第63回浜P連研究大会兼家庭教育講演会が町内各小・中・高等学校からPTA関係者約110名が参加し、盛会に開催されました。

開会式、表彰式の後の講演会では、元UHB文化放送局アナウンサーで現弟子屈町議会議員の川上椋輔氏が「今の時代にこそ向き合うべし～ひがし北海道で生きる、子育てする意義とは」の演題で、参加者への質問を交えながら、地元の高校の魅力化や浜中町の活性化に向けてメッセージを送ってくれました。

29日には浜中町立浜中小学校で開校100周年記念式典が開催されました。

歴代校長やPTA会長、地域、在校生、教員、保護者、まちや教育関係者ら計137人が参加し、1世紀の節目を祝いました。

式典の中では、児童たちが縦割り班の4班に分かれて会場からの大きな手拍子の中できれいなダンスを発表し、最後は「翼をください」を合唱し、101年目への決意を表し、会場から大きな拍手と声援が送られました。

行政報告に記載はありませんが、口頭で1点について報告させていただきます。

本日、資料を配付させていただいておりますが、令和6年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検評価報告書についてであります。

この報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないことになっております。

点検と評価の対象につきましては、浜中町教育目標を具現化した令和6年度教育行政執行方針の推進状況について、施策、事業等の実施結果を対象として点検と評価を実施しております。

点検及び評価が自己評価であるため、客観性を確保する観点から、以前、浜中町に勤務経験のありました元校長の水上俊司氏と佐藤英樹氏のお2人からご意見をいただきました。その意見の詳細につきましては報告書の40ページから46ページに記載のとおりであります。

なお、公表の方法につきましては、町民の目に留まる公共施設等に備え付け、また、学校に配付するなどの方法で周知してまいります。

報告書につきましては、自ら実施した施策あるいは事業について、体系的に、しかも、詳細に明文化しておりますが、まだまだ改善する箇所もあるかと思えます。今後も、教育委員及び事務局職員との関係において、教育に関する情報に関してはもちろんのこと、目の前に抱える課題をしっかりと共有しながら、関係者一丸となって本町教育の推進に努めてまいりたいと思えます。

以上であります。

○議長（落合俊雄君） これで行政報告を終わります。

日程第6 認定第1号 令和6年度浜中町一般会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）

日程第12 認定第7号 令和6年度浜中町下水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員会報告）

○議長（落合俊雄君） 日程第6、認定第1号、ないし、日程第12、認定第7号を一括して議題とします。

本件につきましては、令和7年第3回定例会において提案され、8人の委員によって構成される決算審査特別委員会を設置し、同委員会に審査の付託の上、閉会中の継続審査としていたものであります。

同委員会において審査を終了し、このたび報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君）（登壇） 決算審査特別委員会委員長口頭報告。

令和6年度決算審査特別委員会の結果については、審査報告書のとおり認定すべきものと決したところでありますが、審査経過、その他補足的事項について報告いたします。

令和7年第3回定例会に提案されました令和6年度の各会計の決算認定事案については、8名の委員により構成される決算審査特別委員会が設置され、審査の付託がなされていたものであります。

9月4日に第1回目の委員会を開催し、正・副委員長の互選を行ったところであり、また、9月30日には第2回目の委員会を開催し、審査に付された各会計の決算の概要について、各担当課長等の説明を受けた後、決算書及び主要施策の実績、その他関連資料等の

内容を踏まえ、本委員会として42項目の質問事項を抽出し、町長に対して回答を求めたところであります。

10月30日に委員会を再開し、翌10月31日までの2日間にわたり、各担当課長等から質問事項の回答に関して詳細な説明を受け、個々の施策の執行経過と実績内容について、評価すべき事業はさらなる推進を、指摘事項は改善を求めるなど、多面的な質疑を経て、総括質問2点について町長の考えを資したところであります。

ここに、その概要を報告いたします。

1点目は、除却補助事業で解体が進まない物件の対応についてであります。

空き家の総数と不良空き家の件数及び解体は、浜中町空家等対策計画に基づいて、毎年、空き家の調査が実施されており、令和6年度は、調査した空き家113件のうち、8件が除却、5件が使用中、13件が危険度判定をされています。その中には、損壊箇所が大きく、倒壊が想定される危険家屋として認定されて早急な対応が求められている物件もあり、行政代執行はしない方向で顧問弁護士に相談しているところあります。

今後、同じような事案が発生しないよう、除却補助制度の活用を広く周知し、安全確保に努めていただきたい。

2点目は、ハイツ・野いちごの持続可能な運営についてであります。

事業所全体では6070万円を町が補助しており、積立金を取り崩しながらも厳しい運営状況となっております。

職員数は充足しているものの、ショートステイ事業で満床となっていないことや、老朽化する施設の維持管理、人件費、物価の高騰などの理由で厳しい経営となっている。

今後も引き続き支援が必要であるが、理事長等、執行体制も変わったので、法人には長期的なビジョンを示していただき、独立採算になるよう、できる限りの支援に努めていただきたい。

以上、総括質問の概要を述べましたが、このたび付託された決算審査における委員会質疑の内容を踏まえ、次年度以降の行政執行や予算編成にその趣旨が十分反映されることを願い、決算の認定に当たっての委員長報告といたします。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから、認定第1号ないし認定第7号を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定を可とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号ないし認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第13 報告第9号 専決処分の報告について

○議長（落合俊雄君） 日程第13、報告第9号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 報告第9号、専決処分の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの一般会計の専決処分につきましては、本年11月1日に発生した大雨及び暴風被害に係る経費について、11月10日付をもって専決処分をしたものであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、3款民生費の常設保育所に要する経費で備品購入費39万3000円、5款農林水産業費の町有林管理に要する経費で委託料111万円、7款土木費の町道管理に要する経費で委託料582万円をそれぞれ計上し、一方、歳入では、歳出の全額に対し、普通交付税を充てております。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は100億4098万9000円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから報告第9号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 専決された予算の内容について質問いたします。

この専決処分は、いずれも11月1日の暴風雨による被害対策の経費の追加または増額の予算補正であります。

まず、1点目の質問は、町有林管理に要する経費のうち、委託料111万円についてです。

榊町の曹溪寺のところで倒木がありまして、それを処理されたものと思いますが、そのほかに危険な立木が3本ぐらいあるようです。これについては保安林になっている箇所だと聞いておりまして、保安林解除をすれば相当な期間がかかるということのようです。もし保安林解除が必要な場所であるとすれば、早期に保安林解除の処理を取って立木を伐採したほうがいいのではないかと思います。見解をお聞きます。

二つ目は、町道維持管理に要する経費582万円の増についてです。

これは、町道茶内1号幹線道路の一部が陥没し、通行できず、復旧工事をするための調査設計であると思います。そこで、土木費、道路橋梁費で予算計上する理由をお聞きます。

災害復旧費に該当するのであれば、土木費ではなく、災害対策費で計上されるものだと思うわけですがけれども、災害復旧費の要件に当たらない項目が多分あって、このように一般財源で対応するという予算の計上の仕方だと思うのですが、それを明らかにしてほしいです。こういう要件があって認定されませんでした、よって、一般財源で対応しました、そのための予算ですというご説明をいただければと思います。

それから、三つ目ですが、今後の復旧工事のスケジュールについて伺っておきたいと思
います。

現在、通行止めとしている区間の仮復旧工事の概要と本復旧に向けた予算措置は令和 8
年度の当初予算に計上されるのかどうか、いつ頃に発注し、完成はいつ頃になるのか、確
認をしておきたいと思しますので、ご答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） 10ページの町有林管理に要する経費の立木伐採についてお答
えします。

ご質問のありました件につきましては、今回、倒木した以外の木がまだあるということ
で、本当に危険な立木につきましては三、四本、予備軍のものが10本の合計14本ぐら
いが残っております。これにつきましては今後の強風で倒木するおそれがあります。

今回の災害で振興局の現地調査を11月11日に行っております。また、処理について
ですが、本来、保安林の立木を伐採する場合は、先ほどお話がありました保安林解除をす
るまでもなく、保安林伐採届で対応できます。

今回は、災害ということで、お話のあった3本は緊急伐採という扱いで行いました。残
った木についても、保安林伐採届を振興局に出せば伐採が可能だということも同時に確認
していただきましたので、今後対応したいと考えております。

なお、今の時期は新年度予算の予算要求時期でもありまして、その工事費も含めて予算
計上する予定でございます。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） 町道管理に要する経費のうち、道路調査設計委託料でこ
のたび専決処分をさせていただいた経緯についてです。

まず、11月1日に発生した暴風雨による各種の被害について、単独災害復旧事業債の
適用にならないか、財政係から釧路財務事務所に問合せをしております。単独災害復旧事
業債は、例えば、雨ですと最大24時間雨量が80ミリ以上、また、風ですと10分間平
均風速が15メートル以上という条件があり、このたびの暴風雨では風のみが基準に達し
ており、雨では到達していないということでございました。

茶内幹線1号道路の陥没は雨によるものなので、対象外ということ、それから、保安林
の倒木は被害を受けた施設が町の管理するものではないということ対象外、また、保育
所の倉庫は行政目的を有しないものということで対象外と、いずれも単独災害復旧事業の
対象とならないという回答をいただいたものです。

そのようなことから、今回につきましては、常設保育所に要する経費、町有林管理に要
する経費、町道管理に要する経費という従来の科目で予算組みをいたしました。

○議長（落合俊雄君） 建設課長。

○建設課長（塚田恒平君） 茶内1号幹線道路の今後のスケジュールについてお答えいた
します。

茶内1号幹線道路復旧工事実施設計委託業務を令和7年12月1日から令和8年1月30日まで実施いたします。次に、茶内1号幹線道路仮復旧工事を令和7年12月8日から令和7年12月25日まで実施いたします。最後に、茶内1号幹線道路本復旧工事を令和8年度当初予算に計上し、令和8年6月以降の工事を想定しております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 町有林管理事業についてです。

私は3本くらい危険なものがあると聞いていましたけれども、今の話ではまだ14本あるということですね。しかし、保安林解除をするまでもなく、伐採届を出せば切ってもらえるということでした。この予算については新年度で予算をつけるということで理解してよろしいかどうか、それだけ答弁してください。

また、道路の関係についてです。

なぜ復旧事業債が採択されないのかについてご説明をいただきました。雨では要件に満たず、風でしか対象にならなくて、いずれも該当しないことから、一般財源で対応するしか方法がなかったということのようです。

ここは結構大きくマスコミ等にも出た場所ですし、農業振興地域の中核をなしている農家の皆さん方がいるということで、早急に改修しなければならないということもあって専決処分で実施設計の予算を計上したのだと思います。

災害対応は異常な天然現象が要件のようですが、そうではなかった、いずれにしても災害復旧の補助がつかないということですね。つけば幾らかでも町単費の持ち出しが少なくなるのですけれども、やむを得ないのかなと思っています。

町道については、道路法でいう道路管理者のことが出てきますし、道路管理瑕疵の関係も出てきますけれども、それ以前に、その道路が早く復旧して使えるようになることが地元の方々が願っていることだと思いますので、そういう方向で対応されたものと理解をしておきたいと思います。

また、スケジュールについてお聞きしましたが、今後、仮復旧工事をするということでした。あそこの農地を保有している農家の方は、陥没した道路を境にして、両方に牛舎を持っていて、搾乳できる場所を持っているという話です。そこに行くにはロータリーも通るし、早急に処理してほしいという声があったやに聞いております。そんなことで、町としては、早い決断をして仮復旧をしたいということで対応されたのだなと思っています。これについても、先ほど説明がありましたとおり、進めていただければと思います。

聞きたいのは、先ほども聞いたと思うのですけれども、本工事費についてです。本工事については来年の当初予算に計上し、6月頃からになるようではございますけれども、今回の委託業務についてはいつ頃に成果品が出てくるのか、また、どのぐらいの金額になるのか、おおよそでも分かるのであればお知らせをいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） 予算の関係についてお答えします。

現在、工法とスケジュールにつきまして協議中ではありますが、それも含め、予算要求中
でございまして、来年度中に対応したいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 建設課長。

○建設課長（塚田恒平君） 茶内1号幹線道路の復旧工事实施設計委託業務は、令和7年
12月1日から令和8年1月30日となっており、成果品については1月末を予定してお
ります。金額については、未定ですけれども、5000万円以下を想定しております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） まず、ただいま5番議員からの質問になかった1点目の常設保育
所に要する経費のうち、備品購入費の内容等についてです。

どちらの保育所だったのか、また、2次被害はなかったのかどうか、ご説明をいただ
ければと思います。

次に、西円朱別の1号幹線道路についてです。

当初は、冬季の復旧工事ということで、11月1日から4月末までの通行止めのチラシ
が入っていて、復旧工事を始めるというものだったと思います。このたび、一旦、計画
を見直し、仮復旧工事を優先するという計画変更に至った最大の要因を説明していただ
きたいです。

実は、昨日に見てきたら既に重機が入っての工事が始まっておりました。今月25日
までの工期ということですが、いかにせん、2日後ぐらいに雪が降るといような天
気予報もございまして。当該地区については、当然、日々の営農業務もさることながら、
生乳の集荷業務にも影響を及ぼしている関係上、極力、雪が降る前に、根雪になる前に仮
復旧工事を終わらせることが求められるのかなと思いますけれども、その見解について答
弁をいただきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 専決処分の常設保育所に要する経費のうち、備品購入費、施
設用備品購入についてお答えいたします。

11月1日の低気圧の影響による暴風雨で飛んだ霧多布保育所の園庭の物置を新たに購
入させていただいたものです。

その物置は32年前の平成5年に取得したもので、90センチ埋め込んだコンクリート
の地ぐいの上に木枠を組み、その上にボルトで止めたものでした。今回、風で飛んだ物
置を検証してみたのですが、物置と地ぐいの間の木枠が腐っていたこと、また、ボル
トの接合部分の金具もさびて腐食していたことから、経年劣化によるものに強い風が当
たって飛んだものかと思っております。

ただ、飛んだ物置は、私も一生懸命押してみたのですが、びくともしなかったの
で、今回の暴風がどれだけの強風だったのかが分かるかなと思っております。

今後は、耐久性、頑丈性があるイナバの物置を設置する予定です。コンクリート製の地

ぐいの上にそのまま接合するものですので、間の本柱が腐ったりすることはないと考えておりまして、より強風に耐えられるものと思っております。

2次被害についてですけれども、飛んだ物置は、今回、霧多布保育所の園庭の柵を破って歩道を塞ぎ、道路にはみ出しているような状況でした。そのため、専決処分で急いで撤去し、設置させていただきました。

今回破れた保育所の柵につきましては、本年度予算で単管を購入し、施設営繕大工によって補修済みとなっております。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ご質問にお答えをいたします。

茶内1号幹線道路の復旧についてです。

当初は本復旧ありきで考えておりまして、復旧には4月末まで通行止めというチラシを出させていただいたところでございます。しかし、議員が言われたとおり、生乳の集荷も含めまして、営農を滞らせないことを考慮した上で、さらには、町道の迂回路を用意しておりますけれども、砂利道でぬかるんだ道路のため、冬期間を耐え忍べないということで、2次被害が起こる可能性もあり得ることから、まずは幹線道路を仮復旧させてもらってから本工事に進みたいという決断をし、今回変更したものであります。

○議長（落合俊雄君） 建設課長。

○建設課長（塚田恒平君） 先ほどの質問にお答えします。

仮復旧工事は、議員のおっしゃるとおり、雪が積もる前に完了できるように協力していただきますよう、受注者の方にはお願いしております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから、報告第9号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから報告第9号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第9号は承認することに決定しました。

日程第14 一般質問

○議長（落合俊雄君） 日程第14、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

6番田甫哲朗議員。

（6番田甫哲朗議員、質問席へ着く）

○6番（田甫哲朗君） 今回は、街路灯のLED化について質問させていただきます。

蛍光灯の製造中止が2年後に迫る中、令和7年度から8年度の2か年計画で公共施設のLED化を進めております。債務負担行為を設定し、10年間のリース契約で実施とありますけれども、改めてその内容等を伺いたいと思います。

まず、1点目は、このLED化事業の目的と背景及び総事業費、この事業によって見込まれる効果を説明していただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、議員のご説明のとおり、現在、町では、町内52の公共施設の照明を蛍光灯からLED照明に交換する公共施設照明LED化事業を進めております。

この事業の目的につきましては大きく二つございまして、一つは、公共施設のLED化を進めることで、町として消費電力及びCO₂排出量の削減を図り、脱炭素社会の実現に寄与するというものでございます。もう一つは、議員のご説明の中にもありました2年後の蛍光灯などの国内製造停止が背景にございます。こちらは、令和5年11月に開催された国際会議におきまして、蛍光灯の製造及び輸入について、令和9年12月末に禁止するということが日本が合意したことを受け、国内の大手照明メーカー等も令和9年9月末で生産を終了させるなどの報道がなされたところでございます。

そのため、令和9年末に向けては、直管LEDなどの品不足や電気工事に携わる職人の不足、また、それらに伴う価格高騰などの可能性もあることから、照明器具数の多い公共施設については早期のLED化が望ましいと判断したものです。

多くの施設をまとめて発注することが効率的であることから、町では、管財係において手法の検討を進めまして、学校などの教育施設10施設、公の集会施設23施設、湿原センターなど観光施設4施設、衛生センターなど衛生施設5施設、その他の施設として、保育所や診療所、歯科診療所などを10施設、合わせて52施設をLED化の対象としました。

少し長くなりますが、工法についても触れさせていただきます。ダウンライトにつきましては、ランプを交換します。それから、高天井の水銀灯などは灯具ごとに交換します。また、直管蛍光灯につきましては、蛍光灯灯具の安定器配線を切り離して、直接、LED照明につなぐ、いわゆるLEDバイパス工事とすることで費用の軽減を図っております。

結果、52施設、合計で8927灯の照明を交換することになりまして、この費用を算出したところ、2億8100万円程度と見積もられまして、最終的な総事業費は2億7610万円となりました。

この事業につきましては、議員のご説明にありましており、照明器具を10年間リースすることを条件としておりますので、事業費も10年の分割となりますが、リース期間に不具合などで点灯しないケースが生じたとしても受注者が無償で交換してくれる内容となっております。

事業効果につきましては、52施設全部を蛍光灯からLED照明に置き換える想定で試算しましたが、年間の削減電力量は52万キロワットアワー程度と算出され、これにより電気料金においても2000万円以上の削減効果が見込まれます。また、CO₂の削減量につきましては281.36トンということで、こちらも軽減されます。

このような事業効果が生まれると考えております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 2か年計画で学校も含めた公共施設等のLED化を図っていくという事業であります。

多分、まだ工事が継続中ののだらうと思いますが、令和7年度——今年度で実施する予定の総数の進捗率をお伺いします。

また、年度内に今年度予定の分は終えるものと思うのですが、翌年度の8年度に計画している施設についてです。例えば、今、公の集会施設等を中心に実施されていると思うのですが、学校施設を含め、その他、茶内にはトレーニングセンターもございますので、8年度に予定している事業の内容を説明していただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） お答えいたします。

公共施設LED化事業につきましては、町内の電気事業者が受注されまして、現在、精力的に作業が進められているところでございます。

進捗の状況ですが、今日現在、52施設のうち、35の施設におきましてLED照明の交換が完了しておりまして、今後の予定では年度末までにさらに7施設が完了すると想定しており、合わせて42の施設が本年度中に完了するものと考えておりまして、進捗率で申しますと8割となります。

したがいまして、令和8年度におきましては残り10施設となります。施設名もお伝えしたいと思いますが、施工計画順に申しますと、すくらむ21、霧多布小学校、旧榊町小学校体育館、茶内小学校、茶内歯科診療所、浜中診療所、浜中歯科診療所、散布小中学校、総合体育館、茶内中学校となります。

いずれも大きめの施設になりますけれども、令和9年2月頃には全52施設での交換が完了するものと想定をしております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 大変スムーズに進んでいるなという感じがしました。

最初に大きな目的を説明していただきましたが、脱炭素宣言をしているまちであることから、消費電力量を極力抑えていく取組の一環であると理解しております。

各公共施設、例えば、各学校の駐車場付近や公の集会施設には外灯がございますけれども、今回の事業では、施設内部のものだけではなく、外灯も含まれているのかどうか、確認しておきたいと思えます。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ご質問にお答えいたします。

このたびの公共施設LED化事業につきましては、設計段階におきまして竣工図などの建物図面から照明の数を拾うなどの作業をしております。そのため、図面に載っており、建物の電気系統につながっている外灯などもLED化の対象となっております。したがって、大半の外灯はこの事業を機にLED化されるものと考えております。

例えば、小学校の敷地にある外灯も当然含まれますけれども、52施設のうち24施設にごさしまして、それらは全てこれを機にLED化されます。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 消費電力量に加え、結果として電気料金の削減にもつながるものと考えます。

これから伺う街路灯は、多分、どこの地区も電力会社と定額料金という取決めの中で電気料の負担をしている状況だと思います。ですから、仮に全てをLED化したとしても、今言ったような施設の電気料金の削減には限りがあるのだらうと思うのですけれども、消費電力量の削減という観点からいくと、街路灯も相当になると思うのです。

令和7年3月の第1回定例会の外灯維持補助に係る予算質疑では、町所有の街灯数が299基あり、財源等を勘案しながら順次改修していくという答弁がございましたし、また、自治会が所有している街灯、いわゆる防犯灯については611基あり、地域振興補助を活用し、計画的に進めている自治会もあることなどを周知し、LED化を図ってもらうよう各自治会に働きかけていくとの答弁がございました。

そこで伺いますけれども、まず、町または自治会が所有する街路灯の自治会別灯数について、その中のLED化率も含め、答弁をいただきたいと思えます。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木武志君） ご質問にお答えをいたします。

まず初めに、町が所有している街灯につきまして、全体の灯数、LED化の灯数、LED化率の順番でお答えを申し上げたいと思えます。

まず、霧多布一新会は、11基中、LEDが6基で54.5%、霧多布樹徳会は4基中2基で50%、霧多布中央会は27基中9基で33.3%、霧多布共和町内会は4基中2基で50%、水取場自治会は7基中3基で42.9%、湯沸自治会は6基中6基で100%、暮帰別町内会は48基中21基で43.8%、新川自治会は12基中5基で41.7%、仲の浜自治会は41基中4基で9.8%、琵琶瀬自治会は18基中2基で11.1%、渡散布自治会は7基中1基で14.3%、火散布自治会は、3基中、LEDはございません。丸山散布自治会も2基ですが、LEDはございません。藻散布自治会も3基ですが、LE

D灯数はございません。榊町自治会も3基ですが、LEDはございません。奔幌戸自治会は7基中1基で14.3%、貫人自治会は1基で100%、浜中市街親交会は15基中10基で66.7%、熊牛連合会は1基で100%、浜中東南連合会にはございません。姉別地区連合会は14基中5基で35.7%、厚陽自治会は6基ですが、LEDはございません。茶内自治会は45基中33基で73.3%、茶内農村連合会は1ですが、LEDはございません。茶内第一連合会は6基中2基で33.3%、茶内第三連合会は3基ですが、全てLEDではなく、0%です。西円朱別連合会は設置がございません。円朱別連合会は6基ですが、LED灯数はございません。

28の町内会、自治会合計で全体の灯数は301基、LEDの灯数は114基で、全体では37.9%という状況です。

続きまして、町内会、自治会が所有する灯数についてお答えを申し上げます。全部で19の町内会、自治会となります。

まず初めに、霧多布一新会は、25基中、LEDは1基で4%、霧多布樹徳会は7基中1基で14.3%、霧多布中央会は25基中1基で4%、共和町内会は5基ですが、整備はございません。水取場町内会は10基中1基で10%、湯沸自治会は14基であり、全てLEDで100%、暮帰別町内会は37基ですが、LEDの整備はございません。新川自治会は33基で、全てLEDで100%、琵琶瀬自治会は97基中41基で42.3%、渡散布自治会は18基中7基で38.9%、火散布自治会は47基中12基で25.5%、丸山散布自治会は33基中7基で21.2%、藻散布自治会は23基中19基で82.6%、榊町自治会は43基中36基で83.7%、奔幌戸自治会は22基であり、全てで100%、貫人自治会は10基ですが、LEDの整備はございません。浜中市街親交会は45基中35基で77.8%、姉別地区連合会は27基中18基で66.7%、茶内自治会は124基中122基で98.4%です。

総数645基に対し、LED灯数は370基、合計で57.4%という状況です。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） ただいま説明をいただきました。

まず、町所有の街路灯について伺いたいのですけれども、3月定例会では、財源がなければ進められないことですので、それも勘案しながら順次改修を進めていくという答弁でした。

順次という言葉は、年度計画で計画的に改修を実施していくとも取れますし、故障した都度、その分を改修してLEDにしていくとも取れます。どちらの意味での順次という言葉なのか、説明いただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木武志君） ご質問にお答えをいたします。

町所有の街路灯の順次といったところについてです。

交換も含めた更新に関し、今後、年間20基程度の修繕料を予算要求させていただきた

いと考えておりました、まずは故障した箇所を最優先として更新をしてまいりたいと考えております。また、確保した予算の範囲内で故障したものの以外についても更新を進めてまいりたいと考えているところです。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 年間20基程度を予算化して進めていくという答弁だったかなと思います。

先ほどの説明ですと、全体の37.9%で、まだ6割くらいが残っているということでした。今回、公共施設をリースする計画を2か年で行う中で、財源もあるのですが、業者のリースなどの制度は街路灯に関してはないのか、それとも、調べていなかったのでしょうか。言ってしまうと、公共施設も街路灯も一緒にリースできれば一気に解決したのかなと思うので、その確認ができていれば答弁をいただきたいです。

また、今回、街路灯のLED化が必要だと思う一つの例として、この夏、マイマイガが大量に発生したことがあります。うちの町内会でもあったのですが、街路灯のすぐ近くにある民家に多大の影響があったと記憶しております。場所によっては一時的に街路灯を消すという作業があったかなと思うのですが、それも含め、把握しているマイマイガについての対応について、茶内だけだったのかも含め、どういう事例が報告されているかを説明していただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木武志君） 町有街路灯のリースの活用についてお答えを申し上げます。

先ほど企画財政課長がご答弁申し上げました公共施設のLED化事業を進める中で街路灯について併せて調べたのですが、街路灯についてはリースに該当するものが見つけられなかったため、もちろん予算の関係もございませうけれども、そちらを使わなかったという経緯でございませう。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） マイマイガの対応も含め、町内でそういった事例があったかどうかというご質問にお答えいたします。

今年度、地域振興補助に絡みますけれども、散布地区の自治会で防犯灯の更新が進んだ事例がございまして、火散布自治会、丸山散布自治会、藻散布自治会の3地域につきましては、今年度当初は予定がなかったのですが、年度内に入りまして地域振興補助の申請がありました。

この背景には議員がおっしゃっておりますマイマイガがありまして、今年度中に自治会の中でマイマイガ対策も含めてLED化してしまおうということで補助事業を実施したという経過がございませう。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） マイマイガの相談件数がございませうので、ご報告させていただきます。

幼虫に関する問合せが7件、成虫に関する相談件数が9件、合わせて16件となっております。茶内地区における相談は、7月28日に茶内橋北地区、8月4日に茶内旭地区で成虫に関する相談がございました。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） マイマイガは、数年に一度、大量発生すると言われていまして、夜に照明に群がる姿は大変気持ちの悪いものですし、車等へ死骸が付着するほか、街灯の下の道路にも大量に死骸があるということで衛生面でも大変問題があると思います。

町有の街灯について、年間20基程度の予算化をして進めていくということでありましたけれども、優先順位といたしますか、どういう方向で進めることを考えているのでしょうか。地域の声を一々聞いていたら進まないと思いますけれども、ある程度、今言った事例などを参考にしながら選定していく必要があるかなと思います。

その点についてどうお考えでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木武志君） ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、どういった箇所をということについてです。

例えば、それぞれの町内会や地域で夜間の歩行や通行の際に暗いところがあれば、そちらを優先します。これは、防犯対策のほか、近年の熊対策もあろうかと思っておりますけれども、そういった箇所を優先に選定させていただいて、町内会や自治会の皆さんとも話ししながら進めていければと考えているところです。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 次に、自治会が所有している、いわゆる防犯灯という街路灯について伺います。

今補正にも出てくるのだらうと思うのですが、現在、地域振興補助を使って計画的にLED化に取り組んでいる自治会もあります。そういった自治会は、壊れた都度ではなく、先ほど言った散布地区のマイマイガ対策も計画的なものになるのかなと思いますが、そのように地域振興補助を活用しながらLED化事業を計画的に進めている自治会数と自治会名が分かれば説明していただきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ご質問にお答えいたします。

まず、過去に地域振興補助を活用して街路灯をLED化改修した実績のある自治会を調べたところ、街路灯を所有し、管理しているのは19の自治会です。そのうち、16自治会では活用の実績があります。

この16自治会のうち、議員のご質問にあります計画的に実施していると判断される自治会数についてですが、その判断基準として、複数回、地域振興補助を活用した上でLED全灯の改修を終えている、もしくは、あと数年で完了の見込みである自治会とした場合、8自治会が該当するものと考えております。

自治会名で申しますと、湯沸自治会、新川自治会、琵琶瀬自治会、藻散布自治会、榊町自治会、奔幌戸自治会、姉別地区連合会、茶内自治会が該当すると考えております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 地域によってばらつきはあるのは、各自治会の予算の都合もあるのでしょうか。

2027年度末をもって蛍光灯と水銀灯の製造、輸出入が禁止となります。先ほど財政課長から答弁がありましたように、国際的な水準といいますか、水俣条約で決定されているものであり、一町村、一国でどうにかできるものではないことから、間違いなく製造が中止になり、輸入ができなくなることは明白であります。

そうなりますと、蛍光ランプ、水銀ランプもそうでしょうけれども、現在使用している防犯灯の在庫がなくなるのは時間の問題なのだろうと思います。それに向けて、こうなりますよという状況の説明と、現在、このように計画的に地域振興補助を活用してLED化を進めている自治会もあることを自治会連合会等で周知しながら取り組んでいってもらうよという答弁だったと思います。

連合会の総会等で周知を図るということでありましたけれども、口頭では聞いた、聞いていないということにもなりかねません。改めて、2027年度をもってこういう状況になります、現在、地域振興補助を活用して取り組んでいる自治会もありますということについて、再度、自治会宛ての文書で周知し、行政としてはお願いするということになるのでしょうかけれども、促すようなことが必要ではないかと考えます。

四、五年前までは街路灯のLED化事業の工事費は1灯当たり約7万円だったのですがけれども、現在は約10万円となり、ここ数年で3万円くらい上昇しております。今後は、恐らく、上昇はしても安くなることはないでしょうから、極力、経費がかからないうちに計画的に進めていくのがベターなのかなと思います。

その上で伺います。

今言ったような文書通知も含めまして、今後、自治会が実施する防犯灯のLED化事業に限っては、現在、地域振興補助の補助率が50%となっておりますけれども、この枠をもう10%引き上げて60%にするなどし、LED化を促していくことも効果があるかと思うのですが、その考えを伺います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

このたび地域振興補助の活用実績を調べる中で各自治会へも街路灯LED化の状況について直接お聞きしております。

その結果、街路灯のLED化については計画的に進めてきた、あるいは、進めていくという考えの自治会がある一方、故障した都度行うという考えの自治会に大きく分かれていると感じております。

お話の中では、故障しているわけではないので、費用を捻出して取り替えるのは厳しい

という話をされている自治体もございまして、そういった考えも理解できるところです。

一方で、街路灯のLED化のメリットを考えますと、消費電力の削減による脱炭素社会への寄与のほか、自治会が支払っている街路灯の電気料金の低減にもなりますし、さらには、町が自治会に補助している街路灯維持補助にも反映されることから、地域の理解の下、取組が進むことは大変望ましいことであると考えております。

このことから、LED化はこれからという自治会に対してLED化するメリットなどをお伝えしまして、自治会内において無理のない範囲で取組を検討していただき、その際には地域振興補助が活用できることを文書で通知することは非常に効果的だと考えておりますので、議員のご提案のとおり、町としても、自治会、連合会の総会とは言わず、早期に取り組みたいと考えております。

補助の引上げにつきましては、議員がおっしゃるとおり、地域振興補助の枠組みで補助率が2分の1以内となっていること、また、これまで現行の率でLED化を進められ、もう完了している自治会との均衡もございまして、今後、慎重に検討していきたいと考えているところです。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） それぞれの考え方がありますし、1年間に何十万円という費用を捻出するのが大変だから、都度、交換していけばいいやという考えも理解はできます。ただ、LED化事業の大きな目的、メリットは消費電力量なのです。一般的に、LED化することによって消費電力量は約3分の1程度になり、3分の2程度の削減が期待できるという試算もございまして、ですから、文書等、あるいは、自治会連合会の総会等で周知する際、今、うちのまちが進めている脱炭素社会へ向けての取組などをしっかり説明して理解をいただくことが大事だと思いますので、その点もぜひ周知してほしいなと思います。

また、補助率の関係ですが、今、佐々木課長が過去の取組とのバランス等も考えながらということでありましたけれども、先ほど申したように、負担がどんどん上昇していておりますので、現在は現在で、いかに自治会の負担を軽減しながら事業を進めていけるかという観点から、ぜひ補助率の改定も検討していただきたいなと思います。

時間がありませんので、これについての答弁は求めません。

LED化ということではございますが、2027年度以降、現在の照明器具が使えなくなることは決まっていますので、一般家庭の照明器具のLED化も必要になってくると思います。

そこで、安心住まいる促進事業の対象とし、各家庭にもLED化に取り組んでもらうことが必要かなと考えますが、答弁をいただきたいなと思います。

○議長（落合俊雄君） 建設課長。

○建設課長（塚田恒平君） お答えします。

安心住まいる促進事業では、直づけ照明器具やダウンライトなどの電気工事業者が取り付ける照明器具は助成の対象となっております。コンセントタイプやシーリングタイプの

後づけ照明器具は、個人で交換が可能なため、対象外としております。

安心住まいの促進事業の基本的な考えは業者による施工が必要なものとしておりますので、そのような改修内容であれば積極的に活用していただきたいと考えております。

知らない方もいると思いますので、今後、改めて自治会配付や広報などで助成対象工事の内容について周知していきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 私の認識不足でしたが、現在、対象になっているということです。

安心住まいの促進事業助成対象工事一覧表がホームページで見られるのですけれども、助成対象とならない工事及び費用例の8に床、壁、天井のいずれにも固定されていない物品とあり、括弧して後づけ照明器具、ストーブなど、いろいろとあります。

ここでいう後づけ照明器具です。通常考えると、天井に固定されているものだと思うので、これを読むだけでは対象にならないのかなと考えるのは僕だけではないのではないかなと思うのです。

今、建設課長からは、しっかりと理解していただけるよう、今後、広報等で対応していくということでありましたけれども、あくまでも電気工事が伴う必要な照明器具の交換については対象になりますよということを明記することが大事かなと思うのです。

素人は、どんな形であれ、天井にあるものは固定されていると考えますよ。要は、電気工事の資格を持った業者が工事して設置するものを対象とするということをもう少し分かりやすい表現で後は周知していただければと思います。

繰り返しでも構いませんが、その答弁をいただいて終わります。

○議長（落合俊雄君） 建設課長。

○建設課長（塚田恒平君） お答えします。

先ほどの中での専門業者というのは、電気工事では電気設備会社を言います。直づけ照明器具やダウンライトは電気と電線を接続する必要があります。その作業は電気工事士の方でなければできませんので、そういう意味合いもあり、そういう記載をしております。

今後はもっと分かりやすいように表現の方法を変えて周知していきたいと思います。

（6番田甫哲朗議員、自席へ着く）

○議長（落合俊雄君） 以上で6番田甫哲朗議員の一般質問は終了しました。

この際、暫時休憩とします。

（休憩 午前11時56分）

（再開 午後1時00分）

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番渡部貴士議員。

（7番渡部貴士議員、質問席へ着く）

○7番（渡部貴士君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

ます。

このたびは、参政党所属の町議会議員として、本町の未来を守るための視点から質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

太陽光発電事業の適正な立地、環境保全、防災及び町の判断基準についてお伺いいたします。

再生可能エネルギーの導入は、本来、地域にとってプラスの方向で進むべきものですが、国の制度ありきで一気に拡大した結果、外資系を含む大規模事業者が全国の地方に入り込み、自然や景観が傷つけられ、地域住民が置き去りにされている場面が増えていると感じています。

その象徴的な事例が隣接する釧路市北斗地区で起きている太陽光発電事業の複数の法令違反であります。森林法、盛土規制法、土壌汚染対策法と、本来あってはならない違反が重なって発生している異常事態であり、この問題については参政党の釧路市議会の木村隼人議員が継続して追及しておりますが、私は、この問題を、党の活動というよりも、北海道の自治体として共有すべき危機と受け止めております。

浜中町は、霧多布湿原ナショナルトラストを中心とした町民の自主的な努力で自然を守り抜いてきた全国でも希少な地域です。国や企業が決めた方向ではなく、この地域の自然と暮らしを守るという明確な意思があったからこそ、今の霧多布湿原の姿があります。

だからこそ、私は、再生可能エネルギーの導入であっても、国や企業の都合ではなく、浜中町自身が主体となって判断する仕組みが必要であると考え、数点お伺いさせていただきます。

1、釧路市北斗地区で発生した森林法、森野規制法、土壌汚染対策法の違反事案についての認識、また、本町で同様の事案が発生する可能性があると思うので、書面審査のみならず、現地確認や第三者チェックの体制の必要についてお伺いいたします。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） 担当課長からの答弁の前に私からお話をさせていただきます。

今の議員の一般質問でございますけれども、今、全国的に注目を浴びております釧路市のメガソーラーに関わってのご質問だと認識しております。

まず、我々、浜中町民にとりまして世界に誇れる霧多布湿原をはじめとする豊かな自然環境を守り抜くことが本町にとっての責務であるという認識を持っております。

議員の質問にもございましたとおり、霧多布湿原ナショナルトラストが中心となりまして、町民の方の自主的な行動により、その自然が今に残っていると断言して過言ではないと思っております。このことは、多くの企業の方々にも賛同していただきまして、今もなお霧多布湿原に対するご支援、ご協力の輪がどんどん広がっている状況にあります。

我が町にとりまして、この自然を守り抜くことが基幹産業であります酪農業、漁業、さらには、林業といった1次産業を守っていくことになると思っております。この豊かな宝を後世に残していくための活動に取り組むことは、我々行政もそうですし、町民も、議員

の皆様も一致の考え方であると思っております。

この後、質問に答えまされども、釧路市の報道等を聞く限りでは、あたかもソーラーパネル自体が悪であるといった認識を持たれる方も多いかと思っております。我が町も令和4年3月にゼロカーボンシティ宣言をしているわけですが、2050年に向けてCO₂も含めた温室効果ガスを実質ゼロにするといった取組は急務でございます。

地球が温暖化どころか沸騰化しているのを止めることが必要で、浜中町に限ってはブルーカーボンもグリーンカーボンも十分にあるかと思っておりますけれども、世界的に見ますと、どんどん駄目な方向に向かっていきます。それを回避するためには、日本を挙げて、その取組をしていかなければなりません。

まずは、場所です。自然環境を侵してまで再生可能エネルギーを設置するべきではないということは今後も変わりませんので、そこを重視しつつ、皆さんとともに、悪質な法の網をかいくぐるような事業者が入ってこないよう、取組をしっかりと進めてまいりたいと思っております。

以後、担当課長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

森林法、盛土規制法、土壌汚染対策法の違反事案について、町としてどのように認識しているかですが、一般的な考えで申し上げますと、事業者の責務としてはあってはならないことであると考えております。

本町での再生可能エネルギー発電施設の設置に関し、書面審査のみならず、実地確認や第三者チェック体制の必要性についてですが、本町は、再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例、景観条例により届出が必要になっております。そのとき、各法令等について遵守していただくよう、伝えております。

北海道では、昨今の状況から、太陽光パネルの案件があった際は、事業者側に許可を得た上で、釧路総合振興局に事業の概要について報告し、釧路総合振興局内で各種法令に係る許可や届出の必要性などについて確認をする第三者チェック機関の役割ができております。

実地確認は、町で確認事項が生じた場合について、必要に応じて対応しております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 冒頭、町長に全部の質問に対しての答弁をいただいたような感じになりますが、提案もありますので、通告書に従って質問させていただきたいと思っております。

今、課長にご答弁をいただきました点はおおむね承知しました。

再質問として用意していたのは、第三者チェックのほか、釧路市で問題になっているものは造成後の中間検査がなかったことで土壌汚染対策法の違反が発覚したのではないかということです。

振興局の届出確認、その後の第三者チェックについても今ご答弁をいただき、おおむね

承知しましたので、二つ目の質問に移らせていただきます。

本町における太陽光発電事業者の数、地域ごとの設置箇所数、規模（出力）についてお伺いいたします。また、複数の小規模発電所を分散設置する分散スキームにより大規模化することを把握されていますでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

令和7年10月末現在のFITの認定情報一覧のうち、運転開始済みとなっている太陽光発電設備になりますが、10キロワット以上の太陽光発電施設は215か所が存在します。

太陽光ごとの設置箇所数、規模ですが、まず、茶内農村部が41基、パワコンのキロワットで申し上げますと2417.9キロワット、奔幌戸が26基で1287.4キロワット、榊町が22基で1088.8キロワット、暮帰別が19基で941.3キロワット、琵琶瀬が15基で630.5キロワット、姉別農村部が13基で600.5キロワット、浜中農村部が13基で777.2キロワット、新川が11基で503.7キロワット、仲の浜が8基で386.1キロワット、茶内市外が7基で248.8キロワット、円朱別が5基で209キロワット、姉別市街が5基で230.4キロワット、湯沸が5基で245.2キロワット、西円朱別が4基で170.4キロワット、熊牛が3基で144.3キロワット、後静が3基で147.3キロワット、浜中市街が3基で144.1キロワット、貫人が3基で148.5キロワット、六番沢が3基で148.5キロワット、霧多布市街が2基で99.4キロワット、恵茶人が1基で49.5キロワット、厚陽が1基で49.5キロワット、仙鳳趾が1基で49.5キロワット、藻散布が1基で10キロワットになります。

合わせて215基で、総数で言いますと1万728.8キロワットとなります。

次に、複数の小規模発電所を分散設置する分割スキームにより総量が大規模化するリスクについて町としてどのように考えているかです。

2022年4月1日施行の電気事業法施行規則の改正により、電気事業法施行規則第3条第2項について、一の需要場所の定義について、冊、塀、その他客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内とされているものに、ただし、特段の理由がないのに複数の発電用電気工作物を隣接した構内に設置する場合を除くという除外規定が設けられ、事実上、同一の事業地における大規模な発電設備を意図的に小規模な発電設備に分割するような分割案件は一般送配電事業者による接続検討や技術検討の際に厳正に審査されるようになりました。

そのため、法律上、分割案件への対応は明文化されており、今後、議員が懸念されているリスクはないものと考えております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） ただいま詳しく地域ごとにご説明をいただきました。地域ごとで

すけれども、面積としてはそれほど多くないのかなという実感を持ちました。

課長のご答弁では国でも対策されているということですが、国も問題視している分割スキームによるメガソーラー化について、本町でも総合的に把握できるような台帳整備が必要かなと感じております。

事業者をひもづけして管理するために、今、詳しく地域ごとにご説明をいただきましたが、位置情報のデータベース化というのでしょうか、一事業者でも、隣接するのではなく、分散して、それを統合するとメガを超えるような、今、地図上では歯抜けになっている部分は今後ということも考えられます。

そこで、位置情報データベースを管理するお考えはあるのかどうか、ご質問させていただきます。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

台帳のような帳簿で管理することになると思いますが、現在は、先ほどご答弁させていただいたFITの一覧でしか管理していない状態です。

ただ、令和4年度からは届出があり、それ以降のものについてはきちんとしたデータベース化を今後進めていきたいと担当では考えておりますので、そのようにご理解願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 令和4年度以降のものでお考えいただくということで承知しました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

3、太陽光発電施設が本町の景観、観光資源等に悪影響を与えるおそれがあると考えます。今後、霧多布湿原及び景観重点区域の拡大を図る考えについてお伺いします。

湿原の景観は一度壊れたら戻りません。現状の区域だけ守れるという認識では甘いのかなと考えておまして、主要な視点場である霧多布岬や琵琶瀬展望台からの眺望阻害のリスクについて、今も景観条例等を策定し、決められていますが、さらに地図化し、区域の再設定を行うお考えはございませんでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

霧多布湿原周辺及び景観形成重点区域の拡大についてですが、霧多布湿原周辺の重点区域は、湿原・海岸景観形成重点区域、国定公園の普通区域を対象とした森林景観形成重点区域があり、その周辺は国定公園の第2種特別地域、第3種特別地域に指定されており、自然公園法や環境条例により守られていると考えております。

景観形成重点区域の拡大についてですが、令和4年度から令和6年度の間、学識経験者の方や町民の方に委嘱した景観計画策定委員会により景観計画が策定されております。その中で、人口減少や再生可能エネルギー導入による新たな景観的課題に対応するため、5

年ごとに見直すと定められていることから、景観形成重点区域の拡大もその際に検討することになると考えております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 5年ごとに見直しがあるということで承知しました。

また釧路市のお話をさせていただきます。先ほどは北斗の話をさせていただきましたが、新たにといいますか、同じ事業者で、今、釧路市昭和地区では、キタサンショウウオの生息地であるにもかかわらず、生息調査が不十分なまま、太陽光発電の施設の造成が進められ、行政指導が70回に及んでいると昨日の新聞で見ました。

私自身、環境把握推進ネットワークでNPOの代表の方から依頼を受け、キタサンショウウオの生息調査を実際にやったことがある地域なのです。ブルーサファイアと呼ばれるキタサンショウウオの卵の生息調査をしたことがあったものですから、他人事ではない思いで昭和地区の報道を見させていただいております。

本町で同様の同じような計画が持ち上がった場合、生態系の保全の観点から、町がどのような段階で止めることができるのか、法的なものがあると思うのですけれども、今はどのようなになっているのか、お答えをいただけますでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

現在の生態系のことについてであります。浜中町においては、まだメガソーラーがないことから、そこまでの生物に関する影響については特に報告がございませんし、今後、メガソーラーが建った場合は北海道の管轄になると思います。

また、キタサンショウウオについてですが、町としては天然記念物に指定していないものですから、その情報は持ち合わせておりません。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） キタサンショウウオという生物につきましては、生息地域が限られていて、浜中の湿原地帯にいるかどうかは分かりませんが、生物調査もご検討されるという認識でよろしいですね。

それでは、四つ目の質問に移らせていただきます。

太陽光パネルの耐用年数の経過後の撤去、処分及び放置リスクについて、どのような制度的備えや事前協定、担保確認策を有しているのか、事業者の倒産時の原状回復・確保への対応についてお伺いさせていただきます。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

耐用年数終了後の撤去、処分、再利用及び放置リスクについてです。

撤去、処分については、FITなのか、非FITなのかにより対応や課題は異なりますが、FIT認定のものについては、認定期間終了の10年前から外部積立て制度で第三者機関により解体撤去費などが積み立てられることから、大きな懸案はないと考えております。

す。

一方で、昨今増加の傾向にある非F I Tについては、本町の条例により、事業者氏名及び住所、再生可能エネルギー発電施設の保守点検及び維持管理計画、再生可能エネルギー発電施設の撤去及び処分に関する計画の変更については、遅滞なく変更後の事業計画を町長に届け出ないといけないとしており、所有者を確認することで放置のリスクを少なくしていくことにつながると考えております。

また、撤去費用の対応についての動きは、昨今、ルールを設定するなどしている自治体も存在することから、今後の国の方向性や他の自治体の動向などを注視しながら、浜中町にとってよりよい方法を模索していきたいと考えております。

再利用についてですが、国でもリサイクル義務が課題となっているところであり、その点は浜中町独自の対応はできるものではないと考えておりますので、国の動向を踏まえながら方向性を示していくことになると考えております。

事業者倒産時の原状回復・確保への対応についてですが、まずは、倒産した発電事業者から発電事業を継承した者が発電設備について必要な管理、処分を行うものと考えております。また、場合によっては、倒産した事業者の破産管財人や町の顧問弁護士との協議の上での対応になると考えており、様々なケースが想定されますが、まずは再エネ設置条例の届出書に添付される様式第5の撤去及び処分に関する計画書に基づく対応をしていただくよう話をしていくことで考えております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） F I Tに登録しているかいなかで大分違うということで承知しました。

F I Tの制度は、紙の上での契約といいますか、義務にすぎないという記載も見たことがあります。全国で撤去費用の未回収が問題視されているようです。

事業者が倒産すれば町が撤去費用を負う可能性が出てくるのかなと考えまして、現在、本町で課題になっている危険家屋のようになり得ると考えることもできるのかなと思ひまして、撤去費用の見積もり、担保確認ということでしたが、当初の計画の中でも確認はされており、積立でもあるということですか。（発言する者あり）積立はないということですね。

それに関しては町独自で決められるものではないというお答えもありましたが、今後、国の方向性も決まっていくかと思ひますので、注視させていただきたいと思ひます。

続いて、5番目の質問に移らせていただきます。

津波浸水想定区域における太陽光発電設備の設置に関して、津波発生時の漂流、破損、2次災害リスクについて想定はされていますでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

津波発生時の漂流、破損、2次災害リスクについて、リスクがあるということは想定し

ておりますが、地域防災計画において太陽光発電の設置等に係る記載はなく、各種法令、その他本町の再エネ設置条例や景観条例など、各種条例などを遵守した形であれば太陽光パネルの設置が可能となっております。

廃棄物処理の点では、現在、災害廃棄物処理計画に太陽光パネルを廃棄物として扱う際のマニュアルを作成しております。

今後、津波浸水区域への新たな太陽光パネルの設置に関する対応につきましては、津波発生時のリスクも踏まえ、庁内で協議していきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 防災計画について、マニュアルもまだ策定中ということですね。

現在、津波避難タワーが建築されております。タワーの建設区域は行政が危険区域と認定したエリアですよね。そのエリアの中に太陽光パネルが散在している状況は防災計画と整合するのでしょうかということですが、今、マニュアル策定中というご答弁でした。

同じエリアで津波避難タワーを建てる、守るという地域とソーラーパネルを許可する地域があるのは見方によって矛盾しているなという思いもあったものですから、この質問をさせていただきましたが、防災計画等について策定中というご答弁をいただきましたので、今後、改定されるものと承知しました。

それでは、6番の質問に移らせていただきます。

胆振東部地震時の大規模停電の教訓を踏まえ、太陽光発電及び蓄電設備を非常用電源として避難所、公共施設、漁港施設等へ導入する計画はございませんでしょうか。

今までの質問は、どちらかというと、太陽光パネルに否定的な質問のように捉えられたかと思うのですが、一昨日も地震があって、こういうときにはバッテリーが必要だなど思いましたし、私自身も太陽光パネルを全部否定しているわけではないのです。避難所には必ず必要だと思い、6番の質問をさせていただきますので、お考えがありましたらお示しをいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 現在、町内の指定避難所についてですが、本庁舎には灯油を燃料とする非常用発電機が設置されております。また、ゆうゆには、重油を燃料とする非常用発電機のほか、太陽光発電及び蓄電設備が設置されております。

また、その他の指定避難所5か所及び指定緊急避難場所5か所には、ガソリンか灯油、もしくは、ガスを燃料とする発電機が備蓄されております。それから、津波一時避難場所である霧多布高等学校については蓄電設備と太陽光による照明設備が設置されております。さらに、一部の指定緊急避難場所には太陽光による照明設備を設置しておりますし、現在建設を進めている津波避難タワーには、ガスを燃料とする非常用発電機と太陽光による照明設備を導入しております。そして、庁内に設置している水門4基、陸閘5基には軽油を燃料とする非常用発電機が設置されております。

このように、防災拠点の多くについては化石燃料を使用する非常用発電設備が設置され

ておりますし、一部には太陽光発電や蓄電設備を導入していますが、今後の計画として、例えば、施設全体を賄える規模の太陽光発電や蓄電設備を導入することについては、現在のところ、計画の予定はありませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） ただいま防災室長にご答弁いただきましたが、全部の避難施設に化石燃料の燃料の蓄えがあるということでした。一昨日の地震を経験した後ですから、安心を覚えました。

このたび、タイミング的に釧路市の事例を紹介しながら本町に当てはめた質問をさせていただきましたが、釧路市の状況は全国の制度の穴が浮き彫りになった事例かと思えます。湿原のまち浜中町で同じことが起こってはなりません。

ナショナルトラスト活動も30年以上にわたって取り組まれ、その取組によって霧多布湿原が守られています。もしこの活動がなかったらと思うと釧路市以上の問題になっていたのかなという思いで、今日は確認と提案をさせていただきました。

浜中町の自然を守り、地域の未来を支える上で今後もこの点について議論させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、大きい2番目の質問に移らせていただきます。

町長とパパ・ママ子育て座談会の実効性と政策反映についてお伺いします。

子育て家庭の現場の声に耳を傾ける機会として座談会を実施された点は、大変意義深い取組であり、家庭や子どもの声を大切にする姿勢を大変評価させていただき、以下を伺わせていただきます。

過去にも同様の座談会が開催されていると思いますが、そこで出た意見が政策に反映されていたのであればお示してください。

どの意見がどの政策にどのように反映されたのか、住民が理解できなければイベントという形になってしまいますが、反映状況が見える化して公表するお考えはありますでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ご質問にお答えをしたいと思います。

町長とパパ・ママ子育て座談会につきましては昨年度から実施しておりまして、昨年度は10月30日に茶内コミュニティセンターと総合文化センターで開催をさせていただきました。今年度は、行政報告でも述べましたけれども、11月4日と7日にわたり、茶内と霧多布での開催となりました。

内容の詳細を述べることはしませんけれども、まず、就学前のお子さんを持つ親御さんについては、当然ながら、保育の問題、そして、小児医療に関することがほとんどでございました。また、小学生以上のお子さんを持つ親御さんは、学校のこと、そして、放課後の子どもの居場所についての意見が多かったように思っております。

保育、小児科医療に関しましては、その場で口頭でも親御さんに説明させていただきま

したけれども、町の体制に対しての批判も当然ながらありましたので、その点は、戻ってきて、逐一、担当課にも告げておりますし、改善に向けた取組がなされていると理解をしているところです。

後者の小学生の親御さんなどからのご意見ですが、放課後の居場所とといいますか、議会でもいろいろな質問をされていますけれども、児童館的な、誰もが放課後に居残れる場所が欲しいといったようなことがありましたし、子育て計画のニーズ調査にもありましたとおり、公園の件に関してもございました。

今年度、茶内ふれあい広場に親子が集える公園の整備に向けた実施設計をしているところですし、新年度には工事に入っていくかと思えます。茶内地区だけのことを考えると、いろいろな意見があり、場所についても、ふれあい広場ではなく、違う場所といったこともありました。ただ、町内全体とといいますか、現在、中標津の道立ゆめの森公園や釧路の遊学館に通っている親御さんのことを考えますと、町内でそういった公園が持てることには非常に期待をしておりますし、喜んでもらえる公園になるのではないかと考えております。

いろいろな意見が出されておりますが、逐一、座談会の中で回答し、そこで回答できないものについては、長期的な施設の整備等になりますけれども、全体でよりよい子育てができるように、生涯にわたって子育てができるような環境を町としてやっていきたいといった旨の話もさせていただいているところです。

座談会の記録についてはホームページにも記載する予定ですので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 町長にご答弁をいただき、おおむね承知しました。

ただ、小児の医療のことで私の耳に入ってきたのは、批判的というか、要望が多いということです。難しいとは思いますが、解決に向けてどのように対応されていくのかが見えなければ、せっかくの座談会に対して、不信と申しますか、残念な気持ちが生まれてしまいます。町長じきじきに座談会を開催されているということですので、地域の声を酌み、実現できるものを実施していただけたらと思います。

続いて、二つ目の質問に移らせていただきます。

住民の声を聞くことが目的であれば、年に複数回の開催や常設オンライン窓口など、暮らしに寄り添う継続的な仕組みが必要ではないかと考えますが、ご答弁がありましたらお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ご質問にお答えします。

複数回の回数、それから、来られない方もいるでしょうから、オンラインでの開催もという意見でございます。

まず、対面の座談会形式にこだわっておりますのは、じかに膝を突き合わせて町長に意

見、提言をしたいといった思いのお母さん、お父さんたちがいるという現状も踏まえてのことでございます。

回数につきましては、昨年度、そして、今年度も1回でございましたが、私にとりましては、各地区にあるイベントなどに赴きまして、実際に様々な意見を聞きながら町政に反映したいと思っているところです。そのようなことを含めると、このパパ・ママ子育て座談会は1回から2回程度と考えております。

各地区に来てくれといった意見もいただき、私も出向いていろいろな意見を聞いておりますので、そんなことも大事にしながら、形式張らない座談会にしたいと思っておりますので、理解をしていただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） ただいまご答弁をいただきましたが、私からこのことに関して提案です。

この座談会が対面である重要性や大事さ、また、町長が地域でのイベントに出向いていらっしゃるの把握していますし、その間にヒアリングもされているということで承知しました。

もう一つ、オンラインの窓口についてですけれども、事前の案内はされていても、都合で行けないこともあると思います。また、何人かの方に伺ったのは、パパ、ママではない、子育てが落ち着いた方など、子育てに限らず、全世代との地区ごとの座談会の導入に関して町長のお考えがありましたらお伺いします。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） お答えいたします。

先ほども申しましたとおり、どんどん私を地域に呼んでほしいと思っています。役場に来やすい環境もつくっていきたくと思っていますけれども、まずは、町長、来いと言ってくれば、いつでも行きますので、その旨、議員からも周知をしていただければと思っています。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 大変力強いご答弁をいただきました。

町長に出向いてほしいと直接ご要望を上げられる方は多くないと思いますが、オンラインの窓口だと常設でできると思うのです。どんな声でも拾いやすいですし、先ほど申し上げた全世代向けとなります。

この窓口で回収した意見をどう反映していくのかは次になると思うのですが、まず、取組の第一歩として、オンラインの窓口の開設については強く要望させていただきたいです。

その考えがありましたら、お答えをいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） オンライン窓口の話についてです。

開設することは可能だと思いますし、まずは名前の見える形で、匿名ではないオンライ

ン窓口をしてみたいという意見もございますけれども、收拾がつかない意見が出ないようにしたいと思いますので、そういったことも精査しながら窓口開設に向けて検討してまいりたいと思います。

(7番渡部貴士議員、自席へ着く)

○議長(落合俊雄君) 以上で7番渡部貴士議員の一般質問は終了しました。

次に、9番成田良雄議員。

(9番成田良雄議員、質問席へ着く)

○9番(成田良雄君) 通告書に従い、一般質問を行います。

質問する前に、このたびの青森県東方沖地震で被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

また、一昨日の地震で、気象庁は、北海道・三陸沖後発地震注意情報を発表し、昨日より1週間の間、千島海溝・日本海溝沿いに巨大な地震が発生する可能性が相対的に高まるため、政府や自治体からの情報に従い、防災対応を取るよう呼びかけられました。

避難場所や移動経路の確認と非常用持ち出し袋の準備、寒さ対策、家具が倒れないように固定、食料や水、トイレなどの備蓄品の確認をするよう訴えられたことを情報としてお話しさせていただきます。

それでは、通告にあります質問事項の災害発生時における避難所などの通信確保及び保健衛生環境の整備について質問いたします。

能登半島地震では、電線や地中に埋設された光ケーブルなどが断線し、多くの基地局が機能を失い、救助や復旧作業に甚大な影響が出ました。

国は、令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方についての報告書では、発災当初の通信途絶が生じている間、通話やデータの送付等が困難で意思疎通の手段に制約が生じた一方、衛星インターネットの活用により通信環境の改善が図られたとあります。実施すべき取組として、衛星通信設備、公共安全モバイルシステムなどの導入、活用及び速やかに使用できるよう平時からの訓練などについて検討すべきであるとしております。

また、保健・衛生環境の整備については、地震で高齢者ら要配慮者が数多く被災したことを踏まえ、災害対応策に福祉的な支援の必要性が明記されました。そこで、浜中町地域防災計画の中に明記されている項目のうち、4項目について抜粋し、以下、質問したいと思います。

浜中町地域防災計画の第4章の災害予防計画、第9節の情報収集・伝達体制整備計画、第2の町、道及び防災関係機関の2の中に、抜粋でございますけれども、「被災者等への情報伝達手段として、市町村防災行政無線(戸別受信機を含む。)等の無線通信システムの整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話や衛星インターネット等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする」、7の中に「防災関係機関は、災害時の各機関間の情報通信手段として公共安全モバイルシステムの整備に努め、平常時から訓練等を通じて、実効性の確保に留意するもの

とする」と明記されております。

そこで、1として、無線従事者免許取得者など、地域ごとに無線技術に知見のある者を中心とする体制設備、（仮称）通信復旧支援チームをつくり、発災後に通信設備の被災状況把握や通信環境確保など、迅速かつ継続的に行う取組を検討すべきであると思うが、その考えをお答えください。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） それでは、質問にご回答いたします。

まず、地域ごとの無線技術に知見のある者を中心とする体制整備についてですが、現在使用されている電話回線及び光回線が災害時に断線などで通信途絶した場合は、通常、回線事業者が状況把握や復旧作業を実施するとしております。それに伴い、大規模災害時における状況把握や復旧について、町と会社で相互に協力するための協定をN T T東日本と令和6年5月9日に締結しているところです。

そうしたことから、状況把握や復旧については回線事業者でなければ対応が非常に難しいことから、町として、例えば、通信復旧支援チームなどの体制を整備することは考えておりません。災害時には協定を結んだ会社等と一刻も早く情報の共有を図り、対応していきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 9番成田良雄議員。

○9番（成田良雄君） やはり、通信は本当に大事なことだと思います。

自分も3. 1 1のときに対策本部にいましたが、そのときは消防署の無線だけで通信をして、避難状況などの事態を把握しておりました。そういう意味では、今もしていると思いますけれども、できるだけ災害に強い通信設備を整備していってほしいなと思います。

次の質問です。

外国人旅行者が増えている状況の中、外国人にとってはインターネットによる情報収集がメインであることから、通信確保の優先度を上げた対応が必要です。

防災計画の第4章の災害予防計画、第6の災害時の援助活動の8の外国人に対する対策で、「言語、生活習慣、防災意識の異なる、町内に居住する外国人を要配慮者として位置づけ、災害時に、迅速、かつ、的確な行動がとれるように、様々な機会を捉え、防災意識の普及・啓発を図るため、外国人向けパンフレットを配布するとともに、地域の防災訓練、避難訓練への参加や防災教育の指導等を行う」と明記されておりますので、今後の取組についてお伺いをしたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） それでは、2番目の回答をさせていただきます。

まず、外国人旅行者も含め、災害発生時には、多くの避難者及び被災者が地域の状況や災害の状況など、様々な情報を求めます。こうした中で、災害による回線の切断のほか、基地局が被災し、通信手段が断たれた場合、前の回答でもありますように、回線事業者が

状況把握や復旧作業を実施していきませんが、復旧までには相当の時間を要することが予想されます。

そうした中で、復旧までの間、通信手段をどのように確保するかですが、これについては携帯電話の通信各社等でもいろいろな対応をしております。

例を申しますと、代表的なのが災害用伝言ダイヤルです。次に、特設公衆電話の設置です。これは、携帯電話やインターネットが使えない地域のために避難所などに公衆電話を設置するものです。さらに、移動基地局車、衛星通信です。これは、被災して基地局が停止した場合、移動基地局車を派遣したり衛星通信を利用した仮設回線を構築したりして応急的なエリア復旧を目指すもので、能登半島地震のときにも数百台の基地局車を実動したという報告を受けております。

通信各社のこうした対応により、復旧までの間にできるだけ早く通信手段を確保し、被災者が少しでも安心できるよう、通信各社と協力して今後も対応していきたいと考えております。

また、町での避難者及び被災者に対しての情報伝達手段としては、先ほど議員もおっしゃられたとおり、やはり、防災行政無線が一番早い、かつ、確実な伝達手段と考えておりますし、各避難場所との情報伝達については移動系無線機を使用している情報伝達を考えております。

さらに、町と関係機関との情報伝達手段としては衛星携帯電話での情報共有を考えており、そのため、毎年11月に実施している浜中町防災総合訓練においても関係機関と情報伝達訓練を実施しているところです。

○議長（落合俊雄君） 9番成田良雄議員。

○9番（成田良雄君） 通信設備においてはしっかりと対策を組んでいるようです。

しかし、外国人に対してです。浜中町にはいろいろな方が移住されておりますし、水産業においても外国人が雇用されております。しかし、防災無線で日本語でしゃべっても、例えば、勤務地であれば従業員の方が指示しますけれども、夜などで自分の部屋などにいた場合、防災無線がついても何を言っているのかなと思うかもしれません。

ふだんはいいですけれども、緊急を要する場合はそういう方に対しても配慮した放送をする必要があるかと思えます。それはどのように考え、今後取り組んでいくか、お答え願います。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 現在の浜中町防災行政無線の戸別受信機等の放送ですけれども、確かに、議員がおっしゃるとおり、例えば、外国人向けの英語での放送などは行っておりません。

現在、入力をするすると自動音声で流せるような放送形態を取っているのですが、例えば、これを英語に翻訳して放送することが可能かと無線の担当の者に聞きましたところ、今のうちのシステムではそれは難しいということでした。また、英語の文章を入力して発信し

たらどうだということも聞きましたところ、せりふの言い回しがうまくできないということとして、やり方としては実際に英語でしゃべったものをそのまま放送で流す方法しか現在の放送システムではできないということでした。

議員がおっしゃるとおり、今、町内に270人ほどの外国人がいらっしゃいます。ほとんどが企業に仕事で来ている方々ですから、勤務時間中であれば、恐らく、その企業の日本人の方が先導されると思いますけれども、勤務時間外になると日本語だけでは分かりません。そうすると、今後は、災害対応の一つとしての英語での放送についても庁内で協議して、放送することも検討していきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 9番成田良雄議員。

○9番（成田良雄君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

例えば、防災無線で話す際、会社ではいいですけども、日本語でしゃべったとして、その家に外国人が住んでいても戸別防災無線機ならということもあるでしょう。また、今、日本語でしゃべっても、例えば、アメリカ人が英語に変換するようなAIのものも出るかもしれません。今、情報としてはありませんけれども、そういうものも研究し、多くの人を災害から守っていく取組をしていってもらいたいと思ひます。

また、通信だけでなく、避難所内の案内板、さらには、観光地で避難指示が出た場合の道順なども各自治体では親切に表示しています。通信だけではなく、そういうことも外国人を守っていくために、第1次産業に従事している方が多いので、しっかりとそういう面にも取り組んでももらいたいと思ひます。

次に、3番目に移ります。

防災計画中の第5章の災害応急対策計画の第11の避難所等の運営管理等のうちの5に、抜粋ですけども、「指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保及び福祉的な支援の充実のために、道や医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設備に配慮するよう努める」とあります。

そこで、指定避難所の保健衛生環境の整備について、仮設トイレなどの早期設置に加え、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラーなど、より快適なトイレの設置に配慮するよう求めます。

今後の取組についてお答え願ひたいと思ひます。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） それではまず、避難場所におけるトイレの整備についてです。

現在、町内における指定避難所6か所、指定緊急避難場所5か所、津波一時避難場所1か所に合わせて144台の簡易トイレの備蓄をしております。これにより、災害時、各避

難場所における早期設置は可能であると考えております。

次に、トイレカーやトイレトレーラーの導入についてですが、現状、各避難場所に簡易トイレを備蓄していること、また、購入費用が非常に高額になることなどから、現在のところ、導入の予定はございません。

また、今後の取組として、一部自治会から、簡易トイレは屋外で使用することが非常に困難であるということで、ボックス型の仮設トイレを設置してほしいとの要望を受けており、これの導入に向けて、現在、新年度予算での協議を実施していきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 9番成田良雄議員。

○9番（成田良雄君） 現在は簡易トイレが144台ということでした。

しかし、簡易トイレは不便な面もあります。自分も簡易トイレを使用したこともありましたが、本当に不便です。また、町内会用では、簡易トイレ設置用のテントと簡易トイレを50個ぐらい用意し、皆さんが使えるように準備しておりますけれども、やはり、簡易トイレよりもトイレカー、トイレトレーラーです。

トイレトレーラーは1600万円ぐらいするので、僕が推進するのはトイレカーです。これは、温水洗浄できる便座や手洗い場を備え、大容量の汚水タンクは100回から120回分の使用に対応していますし、屋根に発電用の太陽光パネルを搭載できます。また、車両は小回りが利き、普通自動車免許で運転できます。また、導入に当たっては緊防債が利用できるのです、本当に安く購入できます。

ただ、いつも災害があるわけではございませんので、ある都市では、火災があったときに消防署にお貸しして、30分ぐらいで消えるのならいいですけれども、3時間、4時間、10時間かかるときにトイレの対策としてトイレカーを設置しているということです。

また、浜中町でもいろいろなイベントがあります。トイレトレーラーは牽引免許と牽引する車がないと駄目なので、業者に頼まなければできないけれども、トイレカーは普通車ですし、今はいろいろなトイレカーができております。そういう意味で、自分としてはトイレカーを推奨します。

緊防債があります。津波避難タワーも緊防債で、その後も緊防債を利用してはどうでしょうか。まだまだ緊防債の期間がありますので、トイレカーを購入してはどうかと提案しますけれども、防災担当課としてのご意見をお願いしたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） それでは、質問にお答えしたいと思います。

まず、質問に回答する前に、現在実施中の津波避難タワーの財源についてですが、緊防債は使用しておりません。都市防の補助金を活用しております。

また、議員がおっしゃるとおり、来年度から5年間、緊防債の延長はほぼ確定的ということを知っておりますし、内容もほぼ変わらないということです。

確かに、トイレトレーラーは1600万円から2000万円ほどするという話ですが、

トイレカーでいけば、恐らく600万円から1000万円ぐらいの間ではないかということです。

導入に際しては、防災担当の一存では決め切れないものですから、今後、イベント使用なども含め、町長、それから、財政部局と相談しながら、どこにどのように配備していくかなども検討させてもらって、どうするかを決めたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 9番成田良雄議員。

○9番（成田良雄君） 考えて検討するというごさございました。

例えば、浜中市街などは、霧多布クリーンセンターが停止した場合にはトイレの対策が必要でありますし、また、簡易トイレしかない避難場所もありますから、必需品になるかと思っておりますので、どうか検討をお願いしたいと思います。

それでは、4番目の防災担当職員への女性の登用についてです。

浜中町地域防災計画の中の第4章の災害予防計画の第2の配慮すべき事項において、抜粋しますと、「地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める」と明確にあります。

そこで、内閣府の避難所運営ガイドラインでは、女性がリーダーシップを発揮しやすい体制の確立、女性の能力や意見を生かせる場の確保や自治体の防災担当職員への女性の積極的な登用が求められております。

本町においても日頃から女性の意見を取り入れる環境の整備がされていると思っておりますが、まだまだ必要と考えます。ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） 防災担当職員への女性の登用についての質問にお答えをします。

まず、本町の職員状況を先に述べさせていただきます。

教職員を除きますけれども、現在、正職員は、男性92名、女性82名の計174名で、割合でいいますと、女性は47%です。正職員の枠に会計年度任用職員と再任用を交ぜますと、男性が133名、女性が151名、合計で284名、女性の割合は53%と、男性より多くなっております。

議員がおっしゃるとおり、国で示しております防災・復興ガイドラインでも女性の登用が書かれておりますし、防災計画策定に当たっては、本町におきましても、防災会議のメンバーへの女性の登用ということで、今年3月の定例議会におきましても、防災会議の委員の女性の割合を30%に上げるために委員定数の改正を実施したところです。

改正前の委員の実数は、22名中、女性委員が4名、女性の割合が18%程度でしたが、現在、委員実数25名中、女性委員が6名で、女性の割合は24%であり、今後におきましても女性委員の割合は30%を目指していきたいと考えております。

そして、後段に言われた防災担当職員への女性の登用についてです。

先ほど来、昨日の地震の関係の話もしておりますけれども、あの時間帯に集まってくる職員のことを考えなければなりません。我々も側で見えておりますけれども、職員が本当に大変な思いで参集しております。私の後ろに防災室長がいますけれども、そこに定年延長の職員1名、そして、職員1名の計3名で切り盛りをしている状況です。

発災後は非常配備体制も取られますので、各担当部署に各職員が張りつきますし、その中には女性職員もおります。そういった意味からすると、男女を問わず、女性の意見も聞きながらという割合は高くなるかと思いますが、いかんせん、浜中町においては、3名の職員で回しているという現状です。その3名のうち、1名を女性となりますと、適材適所を考慮しませんと、なかなか難しいのかなと思っております。

また、近年、採用職員も満度に充足できていない状況にありますので、まずは、先ほどもしましたとおり、適材適所という観点を十分考慮した上で女性登用については考えていきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 9番成田良雄議員。

○9番（成田良雄君） ただいま、町長自らが答弁してくださいました。

防災会議などに女性を登用し、今は6人もいるということでございます。また、いろいろな会議でも女性職員がいますから、そういう意見は聞けると思います。

防災担当に聞きますけれども、避難所の平面図の作成や乳児用の授乳室、また、搾乳室、保健室など、女性に必要な体制なり、部屋なり、テントなり、そういう意見は多分聞いていないと思うのです。ですから、防災の面でしっかりと女性の思いを今ある避難所においてと思うのです。

このたびは注意報でよかったけれども、警報が出たら、町民にはお子さん連れの家族もいるし、小さい子どももおります。プライバシーの観点から、そういう平面図をつくって、浜中市街の改善センターに避難したときには乳幼児はこの部屋にという準備を進めてもらいたいのです。そういうものがあれば避難者の対応もすぐにできると思いますし、特に、高齢者や女性、お子さん連れの方にも、即、対応していけるのでないかなという思いで質問しました。

町長からの答弁でしたけれども、担当者として先ほどの件についてどのように今後考えているか、答弁をもらって終わりしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（落合俊雄君） 今の質問については担当者に問うように聞こえています。理事者からの答弁でお願いしたいと思います。

副町長。

○副町長（石塚豊君） ただいまの質問にお答えいたします。

ただいまの質問は、避難所の運営に関してだと思っております。

町内には、役場庁舎を含め、何か所かの避難所と指定避難所がございまして、それぞれの指定避難所では避難所運営マニュアルというものを作成してございます。その中ではこ

この部屋はこういうふうを使うという大まかなことも記載されております。

また、避難所で町の職員が行って運営するのは発災時にはなかなか難しいですので、基本的には、被災された方、地域の方が避難所の運営を担っていただくことになっております。

その避難所を運営する上において、女性の方の意見、心配り、気配りが必要になってくるといふことかと思えます。マニュアルの中にも、避難所を運営する役員とありますが、そういう会議の中には女性の方も含めてくださいとたしか記載されております。ただ、マニュアルでそうなっていても、その中身が地域に伝わっていないという私どもの反省もございします。ですから、マニュアルがあるということも含め、各自治会を通じていろいろな周知をしていきたいと思っておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

(9 番成田良雄議員、自席へ着く)

○議長（落合俊雄君） 以上で9 番成田良雄議員の一般質問は終了しました。

日程第 1 5 議案第 8 0 号 浜中町津波避難タワー設置条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第 1 5、議案第 8 0 号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第 8 0 号浜中町津波避難タワー設置条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

現在、琵琶瀬地区に建設中の津波避難タワーが令和 8 年 3 月 1 日から供用開始の見込みとなっております。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 1 項の普通地方公共団体は公の施設の設置及び管理に関する事項は条例でこれを定めなければならないという規定に基づき、当施設の設置に関して必要な事項について定めるため、本条例を制定するものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては防災対策室長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） それでは、議案第 8 0 号浜中町津波避難タワー設置条例の制定について、補足ご説明いたします。

議案書の 1 2 ページをお開きください。

条例第 1 条では、設置の目的を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等により発生する津波から町民の生命と身体の安全を守るための避難施設として設置することとしております。

第 2 条は、名称及び位置を定めるもので、施設の名称を琵琶瀬地区津波避難タワーとしております。

第3条は、施設の使用について、第1項で、津波発生及びおそれがある場合には町長の許可なく使用できるとし、避難タワーの平常時の使用について、第2項では、地域住民の防災訓練、地域活動などに使用できると定め、第3項では、使用する者は町長の許可を受けなければならないとし、第4項は、前項の許可に際し、避難タワーの管理運営上、必要な条件を付すことができるとし、第5項は、避難タワーの使用料を無料と定めております。

第4条は、避難タワーの管理運営上、支障があると認められるときなどの使用の制限を定めております。

第5条は、施設、備品等の破損または滅失に伴う損害賠償について定め、第6条は、規則への委任について定めております。

附則では、この条例は令和8年3月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第80号の質疑を行います。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 津波避難タワーの設置条例がこのたび出されるということは、かねてからずっと避難困難地域への避難タワーの設置を呼びかけてきた者として、本当にありがたく、感謝に堪えない思いでございます。

そんなことで、2点ばかり質問させていただきます。

まず、避難タワーの設置の目的については第1条に定めがあることが大前提だと思いますが、第3条の中の2項に地域活動等に利用できるとあります。我がまちの避難施設については他地域よりもずっと進んでいまして、例えば、防潮堤のかさ上げ、あるいは、水門を自動開閉する装置の装置など、前回の千島海溝沿いの地震でも浜中町は他に比して先行していると評価されております。

そのようなことを含め、今回の津波避難タワーもその一環で、仲の浜、新川、暮帰別地区にもこれから建つという計画もある中、第1号として琵琶瀬地区に建ったということです。

それをPRするという意味からですが、「地域活動等」の「等」についてです。

行政視察はもちろん受け入れるでしょうけれども、あの上に立つと、この役場から見ているぐらいすごくいい眺望だと思うのです。そういったことも含め、観光ツアーで来るバスの受入れをするなど、そんなところまで活用してPRできないでしょうか。

もう一つ言えば、ナショナルトラストの運動の中でツアーが生まれ、湿原を見たいといったことにも活用できるようにする、そういうことも考えてみたのですけれども、そんなことで活用できないでしょうか。

二つ目は、第4条の使用の制限の中でタワーの管理上支障があると想定される事案とありますが、どういう事案を想定されているのか、分かれば聞いておきたいと思っております。

また、第3条第2項で使用の拡大とありますよね。あまり変な意味での活用ではなく、浜中町をPRできるような活用の仕方があるのかなと思います。その考え方について、政策的なことも含められると思いますので、町長から答弁をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） 私からお答えします。

まず、一つ目の質問の第3条第2項の地域活動等についてです。

この施設につきましては、確かに、議員が言われますとおり、展望もよいです。施設的には、緊急時には、当然、避難する場所となります。平常時は、基本的に室内施設については鍵がかかっている状況になりますので、常時開放するわけにはいきませんが、町長の許可を受け、事前に使用したいということがあれば、観光についても活用することは可能であると考えております。

次に、二つ目の使用の制限についてです。

どのような事例があるのかという話もございましたけれども、公共施設の一般的な使用の制限に該当すると考えていただければと思います。例えば、施設内で暴れたり、政治的活動などを含め、何らかの目的を持って使用したりすることは許可できないということをごさまして、そのための制限であるにご理解をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 平常時は鍵をかけるという話をされていましたが、これはどなたかに委託するのでしょうか、それだけお答えください。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） タワーの施錠についてです。

まず、2階の避難スペースの玄関には鍵をかけます。また、3階の非常用発電設備とその燃料となるガスの保管庫にも鍵は設置しています。ただし、屋上まで上るスロープ等の入り口と階段の入り口には施錠等はしません。先ほど議員もおっしゃったとおり、例えば、町民が散歩の一環として屋上まで上がることは平常時であっても可能です。あくまでも、3階の避難スペースにおいて使用の制限等を求めるものであります。

次に、鍵の管理についてです。

まず、マスターキーとなるものを1本必ず町側で管理します。さらに、それぞれのタワーを設置した自治会の会長に1本、また、最初に避難してくる方のために施設の中にもマスターキーを1本入れておきます。

この理由ですが、災害時にJアラート等が鳴れば、鍵は自動で開き、誰でも入れます。ただし、通常、停電時において非常用発電装置が稼働するのですが、今、懸案されているのは、地震で揺れている最中に停電が起きると、非常用発電が運転を開始するのですが、そこでもまだ揺れているとガスのマイコンメーターが作動し、供給をストップする可能性があることです。

こうなった場合、施設は暗いのですが、階段とスロープの通路の非常灯について

は、太陽光の照明装置がついていますから、避難をしていただいた方が中に入り、ガスのマイコンメーターのリセットボタンを押さなければならないのです。この説明はタワーの内部に看板等で示しています。

このため、施設内に鍵を1本置いておいて、もし非常用発電装置が動いていなければ、最初に来た方が鍵を持って3階に上がっていただいて、ガスのマイコンメーターをリセットしていただくことになります。その時点で非常用発電装置が回って館内の照明が全部つくということです。

以上のことから、鍵は、1本は町で管理、1本は自治会の会長が管理、施設のタワーに1本、計3本で鍵を管理したいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 今の説明で十分なのですが、細かい話です。

避難するときが一番先に行く人は懐中電灯か何かを持っていかなかったら3階まで行くのは大変ですよ。そこの階段は電気がつくのですか。（発言する者あり）それはつくのですね。（発言する者あり）太陽光パネルですか。了解です。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第80号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第81号 浜中町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

日程第17 議案第82号 浜中町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

○議長（落合俊雄君） 日程第16、議案第81号及び日程第17、議案第82号を一括
議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第81号及び議案第82号は関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、令和8年2月1日よりサービスの開始を予定しているコンビニエンスストアでの証明書自動交付サービスの導入に伴い、所要の改正を行うものであります。

初めに、議案第81号浜中町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定については、コンビニ等に設置されている多機能端末機による印鑑登録証明書の交付についての規定を追加しようとするものであります。

次に、議案第82号浜中町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、コンビニエンスストアでの証明書自動交付サービスは、個人番号カードを利用し、コンビニ等に設置されている多機能端末機へ所定の手数料を支払うことで印鑑登録証明書、住民票の写しの交付を受けるため、手数料の免除規定の一部を改正するものであります。

なお、いずれの条例も施行期日は令和8年2月1日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第81号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第82号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第81号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第82号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 1 号は原案のとおり可決されました。

これから議案第 8 2 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 8 議案第 8 3 号 浜中町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(落合俊雄君) 日程第 1 8、議案第 8 3 号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(齊藤清隆君) (登壇) 議案第 8 3 号浜中町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 3 1 日付で公布されたことに伴い、浜中町においても所定の措置を講じるため、浜中町税条例の一部を改正するものであります。

このたびの税条例の一部改正の主な内容ですが、町税全般において公示送達制度の見直しを行うほか、町民税において大学生世代の子等に関する特別控除の創設、たばこ税において加熱式たばこの課税方式の見直しなど、法改正に伴う所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日につきましては、一部を令和 8 年 1 月 1 日とするほか、改正項目ごとに施行日が設定されております。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては税務課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。(降壇)

○議長(落合俊雄君) 税務課長。

○税務課長(梅村純也君) 議案第 8 3 号浜中町税条例の一部を改正する条例の制定について、補足を説明申し上げます。

このたびの浜中町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 3 1 日付で公布されたことに伴い、関連する浜中町税条例について改正の必要が生じたことから、浜中町税条例の一部を改正する条例の制定をしたところであります。

浜中町税条例の一部を改正する条例については、本則改正が 6 項目、附則改正が 1 項目、合わせて 7 項目となります。

条文ごとの改正内容につきましては、配付しております議案関係資料の 3 ページから 8

ページ、資料1の浜中町税条例の一部を改正する条例新旧対照表を参照していただき、同じく9ページから12ページの浜中町税条例の一部を改正する条例解説書により説明させていただきます。

それでは、議案関係資料の9ページをご覧ください。

浜中町税条例の一部改正による本則の改正ですが、番号1の第18条は公示送達に関する規定で、省令改正に合わせての改正です。

従来、公示送達は役場の掲示場のみにおいて行っておりましたが、今後は、これに加え、インターネットを利用する方法により、不特定多数の方が閲覧できることができる状態に置く措置を取ろうとするものであります。

施行年月日は、地方税法等の一部を改正する法律、令和5年法律第1号、附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日となります。

続いて、番号2の第18条の3課税証明事項は、第18条の改正に伴う規定の整備であります。

施行年月日は番号1と同様です。

番号3の第34条の2は所得控除に関する規定で、法律改正に合わせての改正で、控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加するものです。

内容は、大学生年代、19歳以上23歳未満の子等に関する特別控除の創設で、控除対象となる大学生年代の子等の所得要件を拡充するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が段階的に控除を受けられる仕組みを導入するものであります。

施行年月日は令和8年1月1日です。

10ページをご覧ください。

番号4、第36条の2の町民税の申告、番号5、第36条の3の2の個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書、番号6、第36条の3の3の個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書は、いずれも法律改正に合わせての改正で、番号3、第34条の2の改正に伴い、関係規定等を整備するものであります。

続いて、附則の改正ですが、番号7、附則第16条の2の2は、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例に関する規定で、法律改正に合わせての新設であります。

施行年月日は令和8年4月1日となります。

以上、補足説明といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第83号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第83号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第84号 公の集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

○議長(落合俊雄君) 日程第19、議案第84号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(齊藤清隆君) (登壇) 議案第84号公の集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの改正は、湯沸会館新築工事の完了に伴い、既存の施設である湯沸母と子の家を用途廃止し、湯沸会館を新たな湯沸地区の集会施設として定めようとするものであります。

既存の施設である湯沸母と子の家は、昭和52年度に建設され、長く湯沸地区の集会施設として使用されてきましたが、施設の老朽化に伴い、新たな集会施設が建設され、その役目を終えたことから、用途廃止をするものであります。

また、新しい集会施設である湯沸会館は、木造平家建て、延べ床面積113.57平米の建物で、建設地を津波被害警戒区域外としたことで、湯沸地区の集会の用途に加えまして、下海岸地区の指定緊急避難場所としての機能を兼ね備えた施設として使用していくものであります。

なお、条例の施行期日につきましては公布の日から施行するものとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。(降壇)

○議長(落合俊雄君) これから議案第84号の質疑を行います。

5番川村義春議員。

○5番(川村義春君) 既存施設の湯沸母と子の家を用途廃止するということですから、用途廃止されたことについては普通財産という形で町が管理することになるのでしょうか、お答えください。

○議長(落合俊雄君) 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ご質問にお答えいたします。

川村議員のおっしゃるとおり、普通財産になります。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 普通財産ということです。

あそこのそばに神社があって、それでも使われてきたと思いますが、湯沸自治会が施設を借りたい、これからも使いたいということであれば、町の普通財産として自治会に貸すということはオーケーなのでしょうか、確認しておきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 建設課長。

○建設課長（塚田恒平君） 今の質問にお答えいたします。

今の建物は老朽化が激しく、そのまま使用するにも、耐震性もありませんので、そのまま使用するの難しいかと思えます。そのため、町としては使用禁止として定めたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 使用に耐えないということですから、解体してしまうということだと思うのですが、いつ頃をめどに解体するのも含めてお知らせください。

○議長（落合俊雄君） 建設課長。

○建設課長（塚田恒平君） 早期に解体工事が実施できるよう、企画財政課と協議を進めたいと思います。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第84号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第85号 公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談
について

日程第21 議案第86号 公用車事故被害者損害賠償について

○議長（落合俊雄君） 日程第20、議案第85号及び日程第21、議案第86号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第85号及び議案第86号につきましては関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第85号公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について、提案の理由をご説明申し上げます。

本事故につきましては、令和7年9月11日午後4時30分頃、浜中町役場公用車車庫前で発生した車両物損事故で、相手車両は浜中町新川東1丁目249番地1の松橋勇さん所有の車両であります。

事故の概要は、車庫前にて、車両を方向転換するため、後方に下がったところ、確認不足により、駐車してあった相手車両に衝突したもので、損害額は12万6577円であります。

このことから、町が加入しております保険会社の査定により、過失割合を町の過失100%、相手車両損害等の全額を町が負担することで令和7年10月10日に示談を交わしております。

このことから、地方自治法第96条第1項第12号により議決をいただくものであります。

次に、議案第86号公用車事故被害者損害賠償については、前議案でご説明申し上げました相手車両への損害賠償について、地方自治法第96条第1項第13号により議決をいただくものであります。

このたびの事故は誠に遺憾であり、今後、このような事故が起きないように、安全運転の徹底に万全を期してまいりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第85号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第86号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第85号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第86号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

これから議案第86号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩とします。

（休憩 午後 2時55分）

（再開 午後 3時30分）

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第22 議案第87号 令和7年度浜中町一般会計補正予算（第7号）

○議長（落合俊雄君） 日程第22、議案第87号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第87号令和7年度浜中町一般会計補正予算（第7号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、歳出で、特定防衛施設周辺整備調整交付金基金積立金の増額や新川西地区及び仲の浜地区の津波避難タワー建設事業の関連経費のほか、今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするもので、補正額は12億612万8000円の追加となります。

一方、歳入につきましては、各事業の特定財源として国庫支出金7億9793万円を充てたほか、不足する財源については、地方交付税671万3000円を充てております。この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は112億4711万7000円となります。

次に、第2表地方債補正では、対象事業の予算計上に伴うものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては企画財政課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） それでは、議案の25ページをお願いいたします。

議案第87号令和7年度浜中町一般会計補正予算について補足をご説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の補正では、既定の歳入歳出予算の総額に12億612万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を112億4711万7000円とする、第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるとし、第2条地方債の補正は地方債の追加は第2表地方債補正によるとしております。

26ページから29ページの第1表歳入歳出予算補正につきましては説明を省略させていただきます。

30ページの第2表地方債補正については、1、追加、起債の目的は避難施設整備事業、限度額は3億8010万円で、起債の方法、利率、償還の方法を定め、仲の浜地区及び新川西地区の津波避難タワー建設に関連する補正予算の財源を地方債に求めるものであります。

31ページと32ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては説明を省略させていただきます、説明の便宜上、37ページの歳出からご説明いたします。

歳出についてです。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費270万円の追加、その他一般行政に要する経費、8節旅費、普通旅費100万円の追加は不足見込み、9節交際費、町長交際費70万円の追加も不足見込み、10節需用費修繕料100万円の追加は街灯修繕料の不足見込み、3目財産管理費3654万8000円の追加、公の集会施設等管理に要する経費、14節工事請負費、公の集会施設改修工事20万6000円の減は執行残、基金積立金、24節積立金、特定防衛施設周辺整備調整交付金基金積立金3719万5000円の増は一般廃棄物処理事業基金へ積み立てるもの、公用車管理に要する経費、11節役務費、手数料1万9000円の減から26節公課費、自動車重量税6万5000円の減までは、本年度購入予定のトラック及び箱車の2台について、年度内に納品見込みが立たないことから備荒資金組合車両譲渡事業を取り下げるもの、4目振興費175万8000円の減、地域振興に要する経費、40ページの18節負担金、補助及び交付金、地域振興事業補助31万3000円の追加は、榊町地区防犯灯更新など事業追加による不足分、ふるさと創生に要する経費、12節委託料、ふるさと納税支援業務委託料11万円の増は、企業版ふるさと納税支援業務委託を通じて受けた寄附金50万円の22%を業務成果として支払うもの、地域おこし協力隊業務委託料547万1000円は執行残、基金積立金、24節積立金、企業版ふるさと納税基金積立金329万円の追加は、現時点の寄附額から当初予算額と支

援業務委託料 11 万円を差し引き、積み立てるもの、8 目ふれあい交流・保養センター費 33 万円の追加は、ふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費、10 節需用費、修繕料でゆうゆの非常放送設備修繕に係るもの、2 項徴税費 2 目賦課徴収費 172 万 1000 円の追加、賦課事務に要する経費、22 節償還金、利子及び割引料、過誤納還付金及び返還金 50 万円の追加は不足見込み、徴収事務に要する経費、11 節役務費、広告料 1 万 8000 円の増は官報公告掲載費用、手数料 120 万 3000 円の追加は相続財産清算人申立て手数料 3 件分、3 項 1 目戸籍住民基本台帳費 40 万 8000 円の減、戸籍住民登録事務に要する経費、8 節旅費、費用弁償 14 万 7000 円の減は執行残、17 節備品購入費、42 ページの事務用機器購入 26 万 1000 円の減は住基ネット用統合端末パソコン購入の執行残となります。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費 21 万 5000 円の追加、その他社会福祉に要する経費、11 節役務費、手数料 1 万 5000 円の減から車検諸費 3 万 7000 円の減までは、購入予定の移送用ハイエースについて、納品見込みが立たないことから備荒資金組合車両譲渡事業を取り下げるもの、12 節委託料、戦没者追悼事業委託料 4 万 9000 円の減は執行残、17 節備品購入費、車両購入年賦金 5 万 8000 円の減及び 26 節公課費、自動車重量税 6 万 2000 円の減も移送用ハイエース購入の事業取下げによるもの、基金積立金、24 節積立金、福祉振興基金積立金 45 万 5000 円の追加は 2 件の寄附受領に係るもの、2 目障害者福祉費 168 万 5000 円の追加、障がい者福祉給付に要する経費、19 節扶助費、補装具給付費 76 万 1000 円の追加は給付決定済額に対する不足分の計上、地域生活支援事業に要する経費、10 節需用費、修繕料 47 万 3000 円の追加は地域活動支援センターのトイレ換気扇取替え及び体育館暖房機の修繕費、17 節備品購入費、施設用備品購入 45 万 1000 円の増は、調理室のテーブル、冷蔵庫の更新に係るもの、3 目高齢者福祉費 171 万 4000 円の追加、在宅福祉に要する経費、44 ページの 11 節役務費、手数料 4 万 7000 円の追加は敬老バス券取扱手数料の不足見込み、19 節扶助費、敬老祝金 9 万円の減は執行残、老人福祉施設措置に要する経費、19 節扶助費、措置費 156 万 4000 円の追加は養護老人ホーム入所者増による不足見込み、介護保険特別会計繰出金 19 万 3000 円の追加は財源調整、2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費 16 万円の追加、子育て支援センターに要する経費、17 節備品購入費、施設用備品購入 10 万 7000 円の増は、寄附金を活用して茶内子育て支援センターに遊具を購入するもの、常設保育所に要する経費、10 節需用費、消耗品費 9 万 9000 円の追加及び 17 節備品購入費、施設用備品購入 20 万 9000 円の追加も寄附金を活用して霧多布、茶内の両保育所に玩具や備品を購入するもの、へき地保育所に要する経費、10 節需用費、消耗品費 2 万円の追加及び 17 節備品購入費、施設用備品購入 11 万円の追加も主に寄附金を活用して各僻地保育所に玩具や備品を購入するもの、その他児童福祉に要する経費、14 節工事請負費、46 ページの遊具設置等工事 38 万 5000 円の減は霧多布児童遊園地複合遊具設置工事の執行残、2 目児童手当費 1000 円の追加は児童手当に要する経費、

2 2 節償還金、利子及び割引料、国庫負担金補助等返還金 1 0 0 0 円の増は令和 6 年度子ども・子育て支援事業費補助金の返還金となります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 2 目健康促進特別対策費 1 2 万 6 0 0 0 円の追加、母子保健に要する経費、1 節報酬、会計年度任用職員報酬 1 0 万 6 0 0 0 円の追加及び 8 節旅費、費用弁償 2 万円の追加は母子保健事業実施時の臨時保健師の任用に係るもの、4 目環境衛生費 3 万 9 0 0 0 円の減、その他環境衛生に要する経費、1 0 節需用費、消耗品費 2 0 0 0 円の追加はマイマイガ殺虫剤購入による不足分、1 2 節委託料、高齢者事業団作業等委託料 3 0 0 0 円の追加は北海道最低賃金引上げによるもの、1 3 節使用料及び賃借料、自動車借上料 4 万 4 0 0 0 円の減は執行残、7 目環境政策費 1 4 万 7 0 0 0 円の追加、環境政策に要する経費、8 節旅費、普通旅費 1 3 万 9 0 0 0 円の追加は景観行政セミナー出席及び湧別町バイオガспラント視察に係るもの、1 8 節負担金、補助及び交付金、研修等負担金 8 0 0 0 円の増は同じくバイオガспラント視察に要する負担金、2 項清掃費、1 目清掃総務費 1 万円の減は、ごみ減量化対策に要する経費、4 8 ページの 1 8 節負担金、補助及び交付金、ごみ減量化対策事業補助でコンポスターあっせん事業の執行残、2 目じん芥処理費 1 4 1 万 9 0 0 0 円の追加、最終処分場管理に要する経費、1 0 節需用費、燃料費 2 1 万 6 0 0 0 円の追加は最終処分場重機用燃料の不足見込み、修繕料 7 3 万 8 0 0 0 円の追加はバックホーのサプライポンプなどの交換修理、リサイクルセンター管理に要する経費、1 0 節需用費、修繕料 4 6 万 5 0 0 0 円の追加はペットボトル減容機のインバーターの交換によるものとなります。

5 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費 1 万 5 0 0 0 円の追加は、基金積立金、2 4 節積立金、新規就農者等育成基金利子積立金で利率上昇に伴う積み増し、2 項林業費 2 目林業振興費 8 2 万 6 0 0 0 円の追加、有害鳥獣被害対策に要する経費、1 節報酬、ヒグマ駆除等従事者報酬 7 2 万 6 0 0 0 円の追加及び 8 節旅費、費用弁償 1 0 万円の追加はヒグマ駆除従事者出撃回数の増加に伴う不足見込み、3 項水産業費 1 目水産業総務費 2 8 6 5 万 7 0 0 0 円の追加、水産行政に要する経費、1 3 節使用料及び賃借料、重機借上料 3 0 万 9 0 0 0 円の追加は鯨等海岸漂着物の埋設に係る不足分、船舶借上料 1 0 万円の増は浜中湾漂流鯨の処理に係るもの、5 0 ページの 1 8 節負担金、補助及び交付金、北海道海岸農地保全対策事業、促進協会負担金 4 万 8 0 0 0 円の追加は、恵茶人地区離岸堤等の事業費増加に伴うもの、漁業振興設備等整備事業補助 2 8 2 0 万円の増は浜中漁協が行う市場荷揚げタンク購入に対するもの、2 目水産振興費 1 2 6 5 万 8 0 0 0 円の減、水産振興に要する経費、1 0 節需用費、修繕料 5 0 万 7 0 0 0 円の追加は新川橋上流部掘削に伴う不足分、育てる漁業に要する経費、1 0 節需用費、消耗品費 3 万 5 0 0 0 円の追加は胴つきかっぱの購入代、1 8 節負担金、補助及び交付金、水産振興対策事業補助 1 3 2 0 万円の減は浜中漁協が行うナマコ増殖事業の延期に伴う執行残、3 目漁港費 1 3 0 万 9 0 0 0 円の追加は、漁港整備に要する経費、1 0 節需用費、修繕料で渡散布地区しゅんせつ土置場への道路整備に伴うものとなります。

6款1項商工費2目商工振興費155万9000円の追加、商工振興に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、地域経済活性化促進奨励補助3万6000円の追加は1事業者が行う小型粉碎機導入に対するもの、小規模事業継続支援事業152万3000円の追加は事業所改修と事業用備品購入で3事業者に対するもの、3目観光費23万4000円の追加は、霧多布湿原に要する経費、10節需用費、52ページの修繕料で霧多布湿原センター外壁の補修費、4目中山間活性化施設費11万6000円の追加は、中山間活性化施設管理に要する経費、10節需用費、燃料費でMO-TTOかぜで灯油代の不足見込みとなります。

7款土木費1項土木管理費2目建築総務費548万円の減は、建築行政に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、民間賃貸住宅等建設促進助成金で執行残、4項1目港湾費4万4000円の追加は、港湾整備に要する経費、8節旅費、普通旅費で港湾関係災害復旧事業説明会出席によるもの、6項1目下水道費185万1000円の追加は下水道事業会計繰出金で財源調整となります。

8款1項1目消防費33万3000円の追加、釧路東部消防組合に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、釧路東部消防組合本部負担金21万2000円の追加及び釧路東部消防組合浜中消防署負担金12万1000円の追加は負担額の確定によるもの、2目災害対策費11億4138万円の追加、災害対策に要する経費、54ページの11節役務費、手数料68万円の追加は、仲の浜地区及び新川西地区津波避難タワー建設に伴う建築確認申請と構造計算適合性判定検査などによるもの、12節委託料、避難施設整備工事監理業務委託料660万円の追加は、同じく仲の浜・新川西地区の津波避難タワー建設工事に係る監理業務委託料、13節使用料及び賃借料、貸出用品借上料20万円の増は琵琶瀬地区津波避難タワー完成式典に使用する用具のレンタル代、14節工事請負費、避難施設整備工事11億3390万円の追加は、仲の浜地区及び新川西地区の津波避難タワー建設に係る建築主体と電気設備計4本の工事合計を計上したものとなります。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費10万円の追加は、基金積立金、24節育英事業基金積立金で個人1件からの寄附を積み立てるもの、3目教育振興費20万円の追加は、学校用バスに要する経費、10節需用費、修繕料でスクールバス修理費の不足見込み、2項小学校費1目学校管理費182万8000円の追加、小学校管理に要する経費、10節需用費、燃料費165万9000円の追加は小学校4校の暖房用燃料の不足見込み、13節使用料及び賃借料、システム使用料16万9000円の追加は小学校4校のWi-Fiアクセスポイントの基本ライセンス更新に伴うもの、2目教育振興費42万2000円の追加、教育振興に要する経費、10節需用費、印刷製本費63万3000円の増は郷土読本「はまなか」を100部増刷するもの、18節負担金、補助及び交付金、56ページの修学旅行補助9万5000円の減及び19節扶助費、修学旅行費扶助費11万6000円の減は執行残、3項中学校費1目学校管理費12万2000円の追加は、中学校管理に要する経費、13節使用料及び賃借料、システム使用料で霧多布中学校、茶内中学校のWi

ー F i アクセスポイントの基本ライセンス更新に伴うもの、2目教育振興費35万4000円の減、教育振興に要する経費、17節備品購入費、図書購入50万円の追加は寄附金を活用して散布中学校に図書を購入するもの、18節負担金、補助及び交付金、修学旅行補助30万5000円の減及び19節扶助費、修学旅行費扶助費54万9000円の減は執行残、4項高等学校費2目教育振興費1万8000円の追加は、教育振興に要する経費、13節使用料及び賃借料、施設利用料で見学旅行引率教員の施設入場料不足分、6項保健体育費2目社会体育施設費62万4000円の追加、大規模運動公園管理に要する経費、10節需用費、修繕料50万1000円の追加は町民スケートリンク水抜き栓補修及び総合体育館受付窓口ガラス戸車修理によるもの、農業者トレーニングセンター管理に要する経費、12節委託料、58ページの施設管理清掃委託料3万5000円の追加からその他体育施設管理に要する経費、12節委託料、施設管理清掃委託料4000円の追加までは北海道最低賃金引上げによるもの、3目給食センター費43万1000円の追加は、給食センターに要する経費、10節需用費、修繕料で空調吹き出し口の補修など計5か所の修繕に係るものとなります。

11款1項1目給与費は財源の組替えであります。

59ページと60ページの給与費明細書につきましては説明を省略させていただき、次に歳入の説明をいたします。

33ページをお願いいたします。

10款1項1目地方特例交付金38万1000円の減は、交付額の確定によるものとなります。

11款1項1目地方交付税671万3000円の追加は、普通交付税で財源調整したものととなります。

13款分担金及び負担金2項負担金2目民生費負担金24万6000円の追加は、1節老人福祉費負担金、入所者費用徴収金で実績見込みを計上したものととなります。

14款使用料及び手数料1項使用料5目商工使用料42万9000円の追加は、1節観光使用料、バンガロー使用料で今年度の実績確定によるものとなります。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金38万円の追加は、2節障がい者福祉費負担金、障がい者自立支援給付費等負担金で歳出で計上した補装具給付費の追加額の2分の1を計上、2項国庫補助金5目消防費国庫補助金7億6033万3000円の追加は、1節災害対策費補助金、社会資本整備総合交付金で仲の浜地区、新川西地区津波避難タワー建設工事及び管理業務委託料の3分の2を計上、6目教育費国庫補助金2万2000円の追加は、1節小学校費補助金、へき地児童生徒援助費等補助で医師等派遣事業の実績確定によるもの、7目防衛交付金3719万5000円の追加は、1節特定防衛施設周辺整備調整交付金で交付額の確定によるものとなります。

16款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金19万円の追加は、3節障がい者福祉費負担金、障がい者自立支援給付費等負担金で歳出で計上した補装具給付費の追加額の4

分の1を計上、2項道補助金4目農林水産業費道補助金2820万円の追加は、3節水産業費補助金、地域づくり総合交付金2820万円の増で浜中漁協の市場荷揚げタンク購入事業への補助に対するものとなります。

17款財産収入2項財産売却収入、35ページの1目不動産売却収入64万7000円の追加は、2節土地建物売却収入、町有地売却収入64万7000円の増で、海岸高潮対策工事に伴い、榊町地区の町有地10筆を売り払うものとなります。

18款1項寄附金1目一般寄附金340万円の追加はふるさと納税企業版で6企業からの寄附を計上、2目民生費寄附金94万4000円の追加、1節社会福祉費寄附金45万4000円の追加は1企業1個人からの寄附、2節児童福祉費寄附金49万円の追加も1企業1個人からの寄附、4目教育費寄附金59万円の追加も1企業1個人からの寄附であります。

19款繰入金1項基金繰入金5目水産振興基金繰入金1320万円の減は、浜中漁協のナマコ増殖事業延期に伴うものとなります。

21款諸収入3項貸付金元利収入2目産業振興資金貸付金収入29万円の追加は漁業機器等購入資金貸付金で本年3月に行った散布漁協組合への貸付けに係るもの、6項4目雑入3万円の追加は災害見舞金3万円の増で本年7月30日発生のカムチャツカ半島付近の地震に伴う津波被害に対する北海道町村会からの見舞金となります。

22款1項町債5目消防債3億8010万円の追加は、避難施設整備事業補正予算債3億8010万円の増で、仲の浜地区、新川西地区津波避難タワー建設工事及び監理業務委託料合計から国庫補助分を差し引いて充当率100%で計上したものであります。

以上、議案第87号の補足説明といたします。

○議長（落合俊雄君） これから議案第87号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 4点ほどお伺いいたします。

まず、40ページのふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費のうち、修繕料33万円についてです。

非常放送設備修繕ということですが、どういった修繕だったのか、修繕はいつから必要だったのか、お分かりでしたらお願いいたします。

次に、その二つ下の徴収事務に要する経費のうち、広告料1万8000円についてです。

官報公告掲載費用とありますが、どのようなものにどのように掲載されるのか、お知らせ願います。

次に、50ページの下の方の商工振興に要する経費のうち、地域経済活性化促進奨励補助3万6000円、その下の小規模事業継続支援補助についてです。

この二つの内容と業種による用途をできる範囲でお知らせ願います。

最後に、54ページの中段の学校用バスに要する経費のうち、修繕料20万円について

です。

これはスクールバスの修繕でございますが、その内容をよろしく申し上げます。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） それでは、議案40ページのふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費についてお答えをいたします。

これにつきましては、霧多布温泉ゆうゆの非常放送設備の修繕でございます。浴室に非常放送用のスピーカーが設置してありますが、事務室から業務連絡の放送をかけても流れないことが発覚しました。専門業者に点検していただきましたら、浴室内のスピーカーが故障していることが判明し、このたび、その取替え、修理を行おうとするものでございます。

修繕の内容についてですが、両浴室に4個ずつついているものですから、8か所のスピーカーの交換となります。1台2万2000円ですので、合計17万6000円、工事費一式で9万4000円、その他の消耗品、諸経費で3万円、合計30万円、消費税を含めまして33万円となっております。

有事の際にスムーズに連絡ができないということになりますので、予算がつき次第、早急に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、50ページの商工振興に要する経費のうち、18節負担金、補助及び交付金、地域経済活性化促進奨励補助についてお答えをいたします。

これは、先ほど補足説明で申し上げたとおり、1事業者からの申請でございます。内容につきましては、ドッグフードを製造、販売している小売業者がドッグフードをつくるために原料を粉碎するための業務用のミキサーを導入するものです。

導入する機器につきましてはミニスピードミルという小型粉碎機1台の購入で、価格は7万2120円です。2分の1の補助でございますので、3万6000円の補助額となっております。

続きまして、その下の小規模事業継続支援補助についてです。

この件につきましては、今回、3事業者からの申請でございます。

まず、1件目は、サービス業の自動車整備業の作業場の改修に係るもので、改修内容は、D型ハウスの作業場なのですが、既存の屋根の上にもう一枚の屋根を上から重ねぶきするものです。屋根をかけることで、雨降りのときにも作業ができ、仕事の効率化が図れるというものでございます。

この改修費は全体で37万3727円でございますので、2分の1ということで18万6000円となります。

2件目もサービス業の自動車整備業ですけれども、備品の購入に係るものでして、高圧温水洗浄機を購入するものです。洗浄機1台が87万5000円ですので、2分の1ということで43万7000円の補助となります。

3件目は、小売業のガソリンスタンドです。これも備品の購入に係るものでございませ

て、灯油の計量器の入替えに要するものです。

ガソリンスタンドに行って灯油を入れる機械を入れ替えるということで、計量器は1台180万円でございますので、その2分の1の90万円の補助額となります。

1件目の作業場の屋根の改修に係る補助が18万6000円、2件目の高圧洗浄機の購入が43万7000円、3件目の灯油の計量器の購入が90万円の補助ということで、3件を合わせまして152万3000円の追加補正をお願いするものでございます。

○議長（落合俊雄君） 税務課長。

○税務課長（梅村純也君） 議案40ページの徴収事務に要する経費のうち、官報公告料1万8000円についてですが、これにお答えするに当たって、その下の段の手数料120万3000円と関連がありますので、併せて説明いたします。

今回の補正予算は、相続財産清算人制度を活用しまして、町税滞納の解消を図るためのものであります。

内容としましては、通常、税金の未納があるまま死亡された方がいた場合、そのご遺族に対して請求してお支払いをいただくことがほとんどなのですが、今回対象となるのが3件ございまして、この3件の方のご遺族から家裁に対して相続放棄の申立てがあったため、現在、役場として請求や財産の差押えができない状態にございます。

これを解消するために、我々が家裁に申立てをしまして、相続財産清算人を家裁に選任してもらいます。その後、清算人の方が不動産、預貯金または未払い給与の処分を行い、換価したものを未納の税に充当する形を取ろうということで、今、手続を開始しようとしております。

相続財産清算人は、通常、弁護士または司法書士から選任されることとなっております。特別な資格は必要ないのですが、法に詳しい方となっているため、そういった方になります。この方への報酬の見合い分として、1人40万円掛ける3案件で120万円を家裁に手数料としてお支払いします。

また、清算人を選任したことを国で出している官報に6か月掲載し続けなければいけないので、その公告料として1件6000円の3案件でご質問の1万8000円が発生することになります。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（澤邊昭彦君） 54ページの学校用バスに要する経費のうち、修繕料についてご説明いたします。

教育委員会では、現在、10台の学校用バスを所管しております。そのうち、今年に入って3件の修繕がありました。

1台はスタビライザーの交換で9万3808円、1台はエアコンとナビの基板交換で16万1713円、1台がエアコンのガス漏れで10万8297円となりまして、合計で36万3818円が今年度はかかっています。

当初予算で30万円を持っていまして、今、不足分が6万3818円ですけれども、今

後の修理を見込みまして20万円の補正をさせていただきました。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） おおむね了解しました。

2点ほど再質問させていただきます。

40ページの非常放送設備修繕についてです。

実際に非常放送運用時に影響はなかったのか、お風呂に入っているときにそういう事態を伝えることができなかったことはなかったのか、それだけ確認しておきます。

もう一つは、54ページのスクールバスの修繕についてです。

エアコンなどでしたら我慢すれば運行に支障はないかもしれませんが、スタビライザーなどは危険だったりするかもしれません。3件のバスの修繕に関して、運行のスケジュールの変更などはなかったのか、やりくりや機材の調整は大丈夫だったのか、説明をお願いします。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） 議案40ページのふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費の再質問にお答えをいたします。

これまでに不都合がなかったのかですけれども、たまたま営業しているときに気づいたということです。先日の8日の地震は営業時間外だったものですから、この設備を使うことはなかったですし、今までそういった不都合は特になかったです。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（澤邊昭彦君） バスの運行に支障がなかったかについてです。

営業バスを持っているバス会社がありまして、そちらを活用しました。また、スタビライザーの場合は保険が適用されますので、保険適用でレンタカーを借りて運行しました。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 数点にわたって質問したいと思います。

まず、歳入についてです。

34ページの道補助金、農林水産業費道補助金、地域づくり総合交付金については、歳出の50ページの漁業振興設備等整備事業補助に関わって補助金をいただけるという内容だと思います。

これは、浜中漁協が実施する市場荷揚げタンクの購入補助ということですが、事業費について、補助率が幾らになって2820万円になるのか、説明をいただきたいと思います。

次に、歳出について、ステンレスタンクを何個購入する予定であるのかも併せてお聞きします。

次に、40ページの8番議員がお尋ねしましたふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費のうち、修繕料について関連質問をします。

前も聞いたことがあるのですが、その後どうなっているのかも含めて聞きたいのです。

実は、浴室の窓枠の目地が切れている、それから、浴室の中の体を洗うところの鏡が曇っているのを、これを何とかしてほしいという町民の声がありました。

それは前にも伝えておりましたが、それが町費でなくて委託を受けているほうの予算でできるものであれば、そちらで既にやっちゃっているのかどうか、やっていないとすれば今後どうするのか、それをお聞きしておきたいと思います。

次に、42ページの民生費、社会福祉総務費のその他社会福祉に要する経費24万円の減額についてです。

戦没者追悼式の執行残を除いた19万1000円の減は、社会福祉協議会で実施する移送事業のハイエースを購入するもので、備荒資金組合から車両譲渡を受けるということで予算を組んだものだと思います。これは、多分、年度の途中で組まれた予算だと思っていますが、納車ができないということです。

納期に間に合わなかった、年度内に納車することができないということで取りやめにするということではありますが、結構、車が老朽化しているらしいのです。次年度に向けての対応として、当初予算で計上すべきではないかなと思います。

今回、令和7年度については年度途中での補正でしたが、車両譲渡を受けるのであれば当初予算をつけないと間に合わないのかなと思います。その考え方についてお聞きをしておきたいと思います。

次に、44ページの老人福祉施設措置に要する経費のうち、19節扶助費の措置費についてです。

説明では1名増による156万4000円の追加ということでした。養護老人ホーム入所者への不足に係る予算を追加すると聞こえたのだけれども、再度、お知らせをいただきたいと思います。もし1名増による追加であれば、どこの施設に入るのか、何か月分の措置費を計上したのか、お知らせください。

次に、50ページの水産振興に要する経費のうち、修繕料50万7000円についてです。

新川橋上流部の掘削ということですが、上流部といっても結構ずっと長く奥までありますので、どの辺なのかをお聞きしておきたいと思います。

次に、その下の霧多布湿原に要する経費のうち、52ページの上段の修繕料についてです。

霧多布湿原センターの外壁補修で23万4000円が予算計上されていますが、どういう補修内容になり、どの部分をやるのでしょうか。外壁補修というから、外回りだと思うのですがけれども、玄関付近なのか、どの辺なのかをお聞きしたいです。

また、関連した質問になりますが、湿原センターの下の駐車場に北海道がつくったトイレがありまして、そのトイレの入り口の床が腐っています。一部補修はされているのですがけれども、土台自体が腐っています。それから、ログハウスだったので、ログハウスを重ねた屋根の継ぎ目の部分が全部腐っているのです。そこは町が北海道から委託を受けて管

理していると思うのです。また、中に入ってみますと、ずっと電気がついているので、光熱水費が相当かさむのではないかなと思いますし、費用対効果を考えた場合、本当に必要なかどうか問われる物件ではないかなと思うわけです。

この施設について、駐車場に泊まった利用者が使っていると聞きますが、何で今時期も電気をつけているのでしょうか。確かに、トイレの中は暖かいのです。しかし、それは何のためなのでしょう。観光客のためだけではなく、あそこで釣りをする人方のために開けているのだという話も聞くのです。

女性の方はあそこではなくて湿原センターまで来るはずですし、もしくは、コンビニのほうまで来て用を足せるということを考えてみれば、湿原センター的に考えれば、お客さんに上のほうに上がってきてもらって上のトイレを利用してもらったほうがよっぽどいいのではないのでしょうか。そして、浜中町の内容や自然を知ってもらうことでPRにもなると思います。

費用対効果を考えた場合にどうなるかを真剣に考えるべきではないかと思います。これは道から委託されている施設ですから、町で勝手に壊すわけにもいかないし、北海道と協議しなければならない分野かなと思っています。

もう一つ、琵琶瀬展望台についても、上の展望台の縦の木柵が抜けてすきっ歯のような状態になっています。あそこに子どもが入ったりして雪で滑ったりすると大変な管理瑕疵を引き起こすことになりますので、危ないところはとにかく早急に直すということも含め、考え方をお聞きしておきたいと思います。

次に、52ページの災害対策に要する経費のうち、54ページの11節役務費、12節委託料、14節工事請負費についてです。

新川西地区と仲の浜地区の津波避難タワーの建設費用を前倒しで今年度中に予算をつけておくという事前説明がありましたので、よく了解しています。

補正予算債、有利な起債を使うためにこういうやり方をしたということ、これについては繰越明許費で対応するというのも含めて考えられているようですけれども、そういった考え方で押さえておいてよろしいのでしょうか。別な要素があるとすればあるなしで、それでよければそれでいいというお答えをいただきたいと思います。

次に、55ページの6款保健体育費2項社会体育施設費、56ページの大規模運動公園管理に要する経費のうち、修繕料についてです。

町民リンク水抜き栓補修、総合体育館のガラス戸車の修理とありますが、それぞれの事業費と補修の内容をお伺いします。特に、リンクの水抜き栓は、私も体育館で仕事をした経験があるのですが、どこのことをいうのでしょうか。意味が分かりませんでしたので、教えてください。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（東海林圭太君） 歳入の33ページ、34ページの16款道支出金2項道補助金4目農林水産業補助金3節水産業補助金2820万円及び歳出の50ページ、水産行

政に要する経費のうち、18節負担金、補助及び交付金、補助金、漁業振興設備等整備事業補助2820万円の増額について、関連がございますので、併せて説明をさせていただきます。

この補助につきましては、浜中漁協が北海道の地域づくり総合交付金を活用しまして船からの荷受けで使用するタンクを整備するものです。

事業の内容を申し上げますと、浜中漁協におきまして現在使用しているタンクは平成15年から16年に整備しておりまして、現在までに21年、22年が経過しており、鉄のタンクなので、さびなどが出てきている状況です。これを解消すべく、荷受けから販売まで、漁業者の生産物の高鮮度保持や高品質管理を行うことで魚価単価を上げ、魚価経営の向上を目的に熱伝導率が低いステンレスタンク200本を整備するもので、タンク1本27万5000円が200本で5500万円、送料が1本7000円で140万円、合計5640万円を事業費として整備するものです。

この事業は、北海道の地域づくり総合交付金を活用することになっておりまして、北海道が2分の1の補助となりますので、2820万円を北海道の補助としていただきます。また、浜中漁協においては、その半分の2820万円に加え、消費税10%分の564万円、合計で3384万円の負担となっております。

ただ、この交付金につきましては間接補助となっておりますので、北海道の補助分は町を経由して浜中漁協へ支出することになっていることから、2820万円を歳入歳出にこのたび増額補正したということでもあります。

なお、北海道地域づくり総合交付金においては、要綱上は50%となっておりますが、近年では50%満度に交付されない状況もありますので、額が確定しましたら、3月の定例会で実績に基づきまして補正をお願いすることになると思いますので、そちらにつきましてもご理解をいただければと思います。

続きまして、50ページの水産振興に要する経費、10節需用費、修繕料50万7000円の増額の新川上流部の掘削の場所についてです。

新川橋から上流部に行きますと、船揚場がありまして、ハイツリバーサイドの向かいぐらいになりますけれども、50メートルから60メートルのところを掘削したということです。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） 議案40ページのふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費に関連してお答えをいたします。

以前申し上げておりました浴室の窓周りのコーキングが大分痩せて隙間ができています。また、鏡が曇って見えなくなっているということがございます。

業者にねじの部分一度見てもらったのですが、今すぐやらなければどうこうということではございませんでしたので、今後、サッシの交換など、しかるべきときに合わせて実施できればと考えております。

また、鏡の曇りですが、指定管理者でいろいろと研究して、曇りがどうやったら取れるか、工夫しながら対応しているところでございます。こちらも、どんなことをやっても見えないところまでいけば、今後、張り替えなども考えていきたいと思っております。

具体的にいつということはまだ決めておりませんが、今後、観察をしながら対応していきたいと考えております。

続いて、50ページから52ページにかけての霧多布湿原に要する経費のうち、需用費についてです。

これは、霧多布湿原センターの外壁の補修に係るものです。センターの海側の外壁が剝離して落ちてきたということですので、その補修に係るものでございます。

面積にして3.2平米、80センチの横4メートルぐらいの範囲でタイルがぼろぼろと落ちてきたということで、現在のタイルを撤去し、モルタルで補修するというので、一式21万2500円、消費税を入れて23万3750円の補修費でございます。

これは、危険であるということで早急に対応しなければならなかったものですから、これ以上の広がりを防ぐという意味ではほかの予算から流用して既に対応させていただいたところではあります。

関連しまして、先ほどの駐車場のトイレについてです。

議員もご存じのとおり、当初は北海道で設置されたものですが、数年が経過するに伴って、木造でございますので、相当傷んで腐食が進んでおります。危険な部分については、その都度、何度も補修をしながら維持してきたところでございます。ここは、年中を通して電気等を入れております。

冬になるとチカ釣りなどの方も利用しておりますし、トラックの運転手が休憩するほか、ごみ拾いの集合場所としても使っております。費用対効果と言われますと、稼ぐ施設ではないので、一方的に使っていることになりまして、当然、湿原センターまで行けばきれいなトイレがありますけれども、あそこがあって助かっているという声もないわけではございませんので、閉鎖することは今まで考えたことはございません。

危険な部分については今までどおり補修しながら対応していきたいと思っておりますけれども、例えば、閉鎖とか、全面的に大きく改修するとかということについては北海道との協議が必要ですので、そういったことも含めて、今後、北海道の考え方を聞いてみたいと思っておりますし、北海道と協議を改めてしていきたいと思っております。

もう一点、関連いたしまして、琵琶瀬展望台についてです。

破損部分については、その都度、床板など、張り替えしながら対応してきたところですが、柵については木造ですので、腐食が進んできておりまして、金具も外れて、大分ぐらついてきております。

人が落ちたりすることにはならないと思っておりますけれども、これから冬に向けて、危険であるとすれば、バリケードを張って人が触れないようにしていきたいと思っておりますし、春に向けて危険な部分は補修をするなど、対応してまいりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川村則彦君） 42ページのその他社会福祉に要する経費のうち、委託料以外の社会福祉協議会に無償貸与している透析患者移送用の車両の経費の減額についてお答えいたします。

当初、ハイエースの10人乗りのウェルキャブ車の購入を備荒資金組合の車両譲渡事業で目指しておりましたが、この車両のメーカー側の受注停止が継続しており、今年度に納車ができないことから、やむを得ず取りやめたものです。

現在貸与している車両につきましては、平成21年度購入で16年ぐらいが経過しているもので、走行距離が50万キロメートル程度と、非常に長い距離を走っている車でして、車検整備等でも、パーツ等の消耗が激しく、多くの整備費用が発生している状況でありますことから、更新の必要があるとして当初予算を計上したものでございます。

今後は、現時点においてもこの車両の受注停止が続いており、ディーラー側に問合せをしたところ、仮に受注が開始しても、少ない枠の中で、入札などにはなじまないような購入形態となることから、次年度につきましては、現在、リース方式も検討しているところです。

続きまして、44ページの老人福祉施設措置に要する経費についてです。

こちらは、1名増による追加となっております。具体的には、当初は6名の入所者で予算計上しておりましたが、施設につきましては、根室隣保院3名、釧路長生園3名ということで予算を計上しておりましたが、予算編成後、令和7年3月に長生園に入所される方が1名増えまして、1名分の増額となっております。

なお、支払いについてですが、四半期ごとに支払っております。今回は1月の支払いになりますので、そこを見定めまして、過度な増額にならないよう精査し、今回の予算計上としております。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 54ページの災害対策に要する経費のうち、12節委託料と14節工事請負費についてご回答いたします。

まず、この2点は、仲の浜地区と新川西地区の津波避難タワーの建設工事分を国の補正予算の要望に基づいて前倒しで事業計上させていただいたものです。

予算概要としては、現年予算での計上で提案をさせていただいております。

今後の流れとしましては、議員のお見込みのとおり、国の補正予算額の割当内示額に合わせた事業費分を繰越明許費、そして、不足する工事費分については継続費で計上することを考えております。

○議長（落合俊雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安住貴志君） 議案書56ページの大規模運動公園管理に要する経費のうち、10節需用費の修繕料についてご説明をいたします。

このたびの修繕の一つ目は、町民スケートリンクの水抜き栓の交換、補修が49万50

00円になります。こちらは、町民スケートリンクにある5か所の水抜き栓のうち、最も使用頻度の高い1か所の水抜き栓が経年劣化によりまして水落としがしにくくなっており、度々凍結することから、これからのスケートシーズンに備えて補修を行うものです。

こちらは散水栓と呼んでおりますが、ハンドルを回して水を出したり落としたりする部分は水抜き栓と呼ぶのが正しいということなので、そのように説明をさせていただいております。

なお、地面が凍結すると補修が大変になりますので、既に補修をさせていただいております。

二つ目ですが、総合体育館に入ってすぐ右手にある事務所の窓口のガラス戸の戸車の修理5500円になります。こちらも経年劣化でプラスチックの部分が破損しまして、ガラス戸が開閉しにくくなったものですから、修理をさせていただいております。

合わせて50万1000円の追加をお願いするものです。

延 会 宣 告

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

（延会 午後 4時47分）